

滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第5次）

〔素案〕

令和●年（●●年）●月

滋賀県

目次

2		
3	1. 計画策定の背景および目的.....	1
4	（1）背景.....	1
5	（2）目的.....	5
6	2. 管理すべき鳥獣の種類.....	5
7	3. 計画の期間.....	6
8	4. 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域.....	6
9	5. 現況.....	8
10	（1）生息動向.....	8
11	①分布状況.....	8
12	②個体群動向に関する情報.....	9
13	③生息環境.....	17
14	（2）捕獲状況.....	19
15	①捕獲の現状と動向.....	19
16	②捕獲の担い手に関する状況.....	22
17	（3）農業被害と被害防除の状況.....	25
18	①被害の状況.....	25
19	②被害防除の状況.....	27
20	（4）林業被害と被害防除の状況.....	30
21	①被害の状況.....	30
22	②被害防除の状況.....	32
23	（5）森林植生の衰退等の状況.....	34
24	①被害の状況.....	34
25	②被害防除の状況.....	39
26	6. 第4次計画の評価と課題.....	39
27	（1）第4次計画における個体群管理の評価と課題.....	39
28	（2）第4次計画における農業被害防除の評価と課題.....	40
29	7. 最終目標・成果目標(管理の目標).....	41
30	（1）農業への被害軽減に関する指標と目標.....	41
31	（2）林業への被害軽減に関する指標と目標.....	41
32	（3）森林植生・生態系への被害軽減に関する指標と目標.....	41
33	8. 個体群管理（数の調整に関する事項）.....	41
34	（1）年間捕獲目標頭数.....	41
35	（2）指定管理鳥獣捕獲等事業の実施.....	42

1	(3) 近隣府県との広域連携.....	42
2	9. 生息環境の保全および整備に関する事項	43
3	(1) 生息環境管理の考え方	43
4	(2) 森林の保全・整備に関する方針.....	43
5	(3) 集落および農地に接する森林ならびに耕作放棄地等の管理の方針.....	44
6	10. 被害防除対策に関する事項	44
7	(1) 農業における被害防除の対策	45
8	(2) 林業における被害防除の対策	46
9	①枝葉の摂食被害.....	46
10	②剥皮被害	47
11	(3) 植生・生態系への被害防除の対策.....	47
12	11. その他管理のために必要な事項	48
13	(1) モニタリング等の調査研究.....	48
14	①個体群管理のモニタリング	48
15	②被害防除対策のモニタリング	48
16	(2) 特定計画の実施体制.....	49
17	①県の役割	49
18	②市町の役割.....	51
19	(3) 錯誤捕獲対応の実施体制等.....	52
20	(4) 捕獲個体の資源的利用の支援	53
21		
22		

1. 計画策定の背景および目的

(1) 背景

◆概況

滋賀県は、日本列島のほぼ中央に位置しており、県の中央部にわが国最大の湖である琵琶湖が存在している。その周辺に沖積低地、丘陵地、さらにその外縁を伊吹山地、鈴鹿山脈、野坂山地、比良山地、比叡山地など 1,000m 級の山地が取り囲んでいる。琵琶湖の周辺はこれらの山々から流れ出る大小の河川が扇状地や三角州を作りながら湖に注ぎ、近江盆地を形成している。特に姉川、愛知川、日野川、野洲川、安曇川などの下流には平野部が広がり、穀倉地帯となっている。また、琵琶湖の湖岸線は概して単調であるが、北岸は沈水地形をなし複雑な湖岸線を形成している。湖に流入した水は、琵琶湖疏水を通り、また唯一の流出河川である瀬田川を通じて大阪湾に流出する（図 1）。

◆気候

気候は、本県が日本海型気候区と太平洋型気候区および瀬戸内型気候区が相接した位置にあること、本州中央部の地峡部になっていることのほか、周囲を高い山々で囲まれ、中央部に県の面積の約 6 分の 1 を占める琵琶湖があることから、きわめて複雑な変化を示している。局地的条件が加わるとはいえ、県南部は温暖な太平洋型、湖北・湖西は日本海から吹き込む冬型の季節風の影響により、冬期に雪による降水量が多い日本海型の気候となっている。また、湖東地方は昼夜の気温差が大きく、年間の降水量が比較的少ない内陸性盆地気候を示している。

◆植生

本県の植生はそのほとんどが長年にわたる人為的な土地利用の影響を受けている代償植生である。農耕地や人工林も代償植生であり、自然植生は、小面積のものが、琵琶湖岸や湿地、社寺林などに点在するのみとなっている。潜在的な自然植生としては、琵琶湖を中心として同心円状に標高にしたがって変化している。沖積低地から丘陵地、山地の標高 700m 付近までは照葉樹林のヤブツバキクラス域で、その上が夏緑広葉樹林のブナクラス域となっている。両クラス域の境界は、中部以北にいくにしたがって日本海型気候の影響を受け、標高 400m 近くまで下降する。また、この境界付近を中心に山地の中腹部には、ブナクラス域とヤブツバキクラス域の要素が出現する移行帯部分が存在する。近年、この中間温帯とも呼ばれる移行帯が、より低温域にも認められる報告があり、移行帯もまた先史時代の人為的な影響が示唆されている。現存植生の概要としては、沖積低地では本来、シイ-カナメモチ群集、アラカシ群落、タブ-イノデ群集などの常緑広

1 葉樹林であるが、都市部以外では、二次的な草本群落として、水田草本群落や耕
2 作放棄水田草本群落がおもに残されているに過ぎない。一方、丘陵地には、アカ
3 マツ-モチツツジ群集やクヌギ-コナラ群集のような「里山」のイメージとなる二
4 次林が半自然植生として比較的多く分布している。山地においては、山地下部に
5 おいてアカマツ-モチツツジ群集、湖東から湖北の急斜面等にはケヤキを中心と
6 した自然林が成立している。一方、移行帯はモミ-シキミ群集が、鈴鹿山脈およ
7 び比叡山の尾根から中腹部にかけて点在する。山地の中部から上部においては、
8 ブナ-クロモジ群集などのブナの自然林やミズナラなどの夏緑広葉樹林の二次
9 林がおもに見られる。なお一般的に、スギ・ヒノキ人工林は、昭和 30-40 年代以
10 降に植林されたものは、山地の中～上部でも見られるが、早くから植林が進んだ
11 鈴鹿山脈の南部においては山地下部から上部にまでモザイク状に存在し、県全
12 体の森林面積の約 4 割を占めている。また石灰岩地帯や花崗岩地帯など地質の
13 影響を強く受けた特殊な条件の下に限定して成立しているオオイタヤメイゲツ
14 林やアカヤシオ群集などの自然植生も見られる。

15 ◆ニホンジカを取り巻く状況

16 本県においては、平野部の一部を除き、ほとんどの地域でニホンジカ（以下「シ
17 カ」という。）の生息が確認されており、近年、全国的な傾向としてもシカの個
18 体数が増加し分布範囲が拡大している。

19 その背景としては、明治期の乱獲によって生息数が大幅に減少したシカの個
20 体数を回復するために、メスジカの狩猟が法律で禁止され、捕獲がオスに偏った
21 ことや、近年の狩猟者数の減少によってシカへの捕獲圧が弱まったこと、また、
22 暖冬などの影響により積雪量が減少し、冬期の大量死がなくなったことや、森林
23 の人工林化に伴う伐採跡地において一時的に餌となる草本が急増したこと、中
24 山間地域において休耕田の増加に伴い餌資源が増加したなどの環境の変化など、
25 いくつかの要因が複合した結果であると考えられる。

26 なお、このようなシカの増加に対し、京都府が平成 12 年度(2000 年度)、三重
27 県が平成 13 年度(2001 年度)、福井県が平成 16 年度(2004 年度)、岐阜県が平成
28 23 年度(2011 年度)から、それぞれシカにかかる特定鳥獣保護管理計画を策定し、
29 メスの狩猟解禁や猟期の延長などにより適切な個体群管理に取り組んでいる。

30 隣接府県においてこのような取り組みがなされる中、本県でも平成 17 年度
31 (2005 年度)に特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）（第 1 次）を策定した。その
32 後、捕獲目標の設定や狩猟の規制緩和など、計画の改定を繰り返しながら取組の
33 充実・強化を進めてきた。

34 一方、鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成 19 年度(2007 年度)に「鳥獣
35 による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「特
36 措法」という。）」が成立し、市町村が中心となって、被害防止のための総合的な

1 取り組みを主体的に行うことを支援する措置が実施された。本県においても、各
2 市町が特措法に基づく交付金（以下「鳥獣交付金」という。）事業を活用し、防
3 護柵等の設置を進めたことで、平成 24 年度(2012 年度)以降農業被害は漸次減少
4 し、現在は下げ止まり傾向にある。また、森林においてはシカの個体数増加に伴
5 う過度な採食による植生の衰退が見られる箇所があり、生物多様性の低下や、土
6 壌の流出など、森林生態系への不可逆的影響を及ぼすこと等が懸念されている。
7 そのため、引き続きモニタリングを行い、適切な個体群管理と被害防除の実施等
8 の対策を講じることが、強く求められている。

9 他方、平成 26 年(2014 年)に改正された「鳥獣の保護および管理並びに狩猟の
10 適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）」により、集中的かつ広
11 域的に管理を図る必要がある鳥獣として、ニホンジカは「指定管理鳥獣」に指定
12 され、これを管理するための手段として、「指定管理鳥獣捕獲等事業」が導入さ
13 れた。本県では、高標高域・奥山においてしばしばニホンジカの滞留が見られる
14 ことから、個体群管理を強化することでこれに対処するため、平成 27 年度(2015
15 年度)より比良山系と鈴鹿山系、令和 6 年度（2024 年度）より伊吹山において、
16 指定管理捕獲等事業を実施している。

17 環境省と農林水産省は、平成 25 年度(2013 年度)に「抜本的な鳥獣捕獲強化対
18 策」を示し、10 年後（令和 5 年度(2023 年度)）までにシカ・イノシシの個体数
19 を半減させることを目標として掲げた。（以下、半減目標という。）その後、令和
20 5 年度(2023 年度)に目標が達成できなかったことに伴い、半減目標の期限を令
21 和 10 年度(2028 年度)までに延長し、ニホンジカのさらなる捕獲強化の取組を進
22 めていくこととしている。

- 1
- 2
- 3 第1次特定計画期間 平成17年11月15日～平成24年3月31日
- 4 (特定鳥獣保護管理計画)
- 5 計画第1期：平成17年11月15日～平成20年3月31日
- 6 (第9次鳥獣保護事業計画の残り期間)
- 7 計画第2期：平成20年4月1日～平成24年3月31日
- 8 (第10次鳥獣保護事業計画の期間)
- 9 第2次特定計画期間 平成24年4月1日～平成27年5月28日
- 10 (特定鳥獣保護管理計画)
- 11 平成27年5月29日～平成29年3月31日
- 12 (第二種特定鳥獣管理計画)
- 13 第3次特定計画期間 平成29年4月1日～令和4年3月31日
- 14 (第二種特定鳥獣管理計画)
- 15 第4次特定計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日
- 16 (第二種特定鳥獣管理計画)

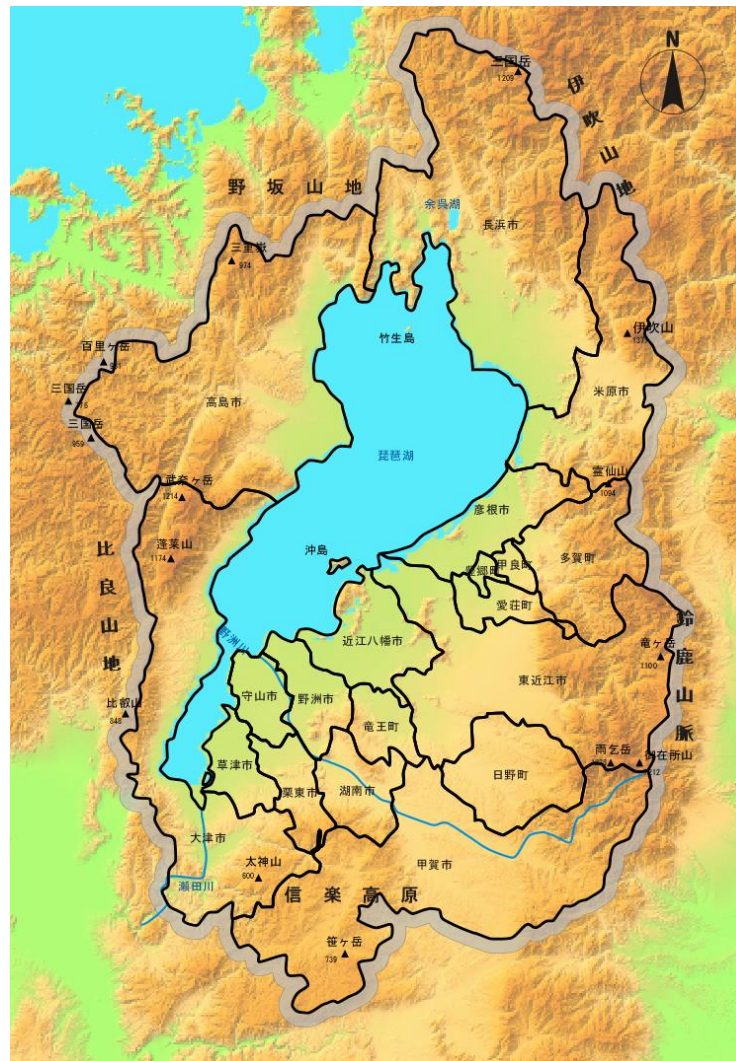


図1 滋賀県の地形

(2) 目的

シカによる農林業被害が増大し、農作物や造林木等に深刻な影響を及ぼしていることに加え、森林における植生への影響等、生物多様性に及ぼす影響が顕著となってきた。

このため、生物多様性の保全ならびに人とシカとの共生を図るよう、滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定管理計画」という）を策定するものである。本特定管理計画に基づき、農林業被害および森林植生等への影響を低減し、シカの健全な個体群の安定的維持を図ることを目的とする。

2. 管理すべき鳥獣の種類

- ・ ニホンジカ

3. 計画の期間

- 令和9年（2027年）4月1日から令和14年（2032年）3月31日まで。
なお、生息状況等を監視するとともに、順応的な管理となるよう毎年、検討を行い、実施段階で見直しを行う。

4. 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

県内には令和8年（2026年）10月末現在で13市6町の地方自治体があり、本計画の実施にあたっては、これらの地域について、シカの生息分布および行政区域等の状況から県内を以下の4つの区分により管理していくものとする（表1）。また、湖南地域においては、東西で大きく生息密度に差が出たため、東西に細分化した指標も参考にすることとする（表2、図2）。

表1 管理地域区分

管理地域区分	県の地方機関（林業）	県の地方機関（農業）
湖南地域	西部・南部森林整備事務所管内（国道1号以南の区域）、甲賀森林整備事務所管内	大津・南部農業農村振興事務所管内（国道1号以南の区域）、甲賀農業農村振興事務所管内
湖東地域	中部森林整備事務所管内	東近江農業農村振興事務所管内、湖東農業農村振興事務所管内
湖北地域	湖北森林整備事務所管内	湖北農業農村振興事務所管内
湖西地域	西部・南部森林整備事務所管内（国道1号以北の区域）	大津・南部農業農村振興事務所管内（国道1号以北の区域）、高島農業農村振興事務所管内

1 表 1 管理地域区分と関係市町

管理地域区分	関係市町
湖南地域	大津市（国道1号線以南の区域）、草津市、守山市、栗東市、
（西部）	野洲市、甲賀市（旧の水口町、甲南町および信楽町）、湖南市
（東部）	甲賀市（旧の土山町・甲賀町）
湖東地域	彦根市、近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町、愛荘町、 豊郷町、甲良町、多賀町
湖北地域	長浜市、米原市、
湖西地域	大津市（国道1号以北の区域）、高島市

2

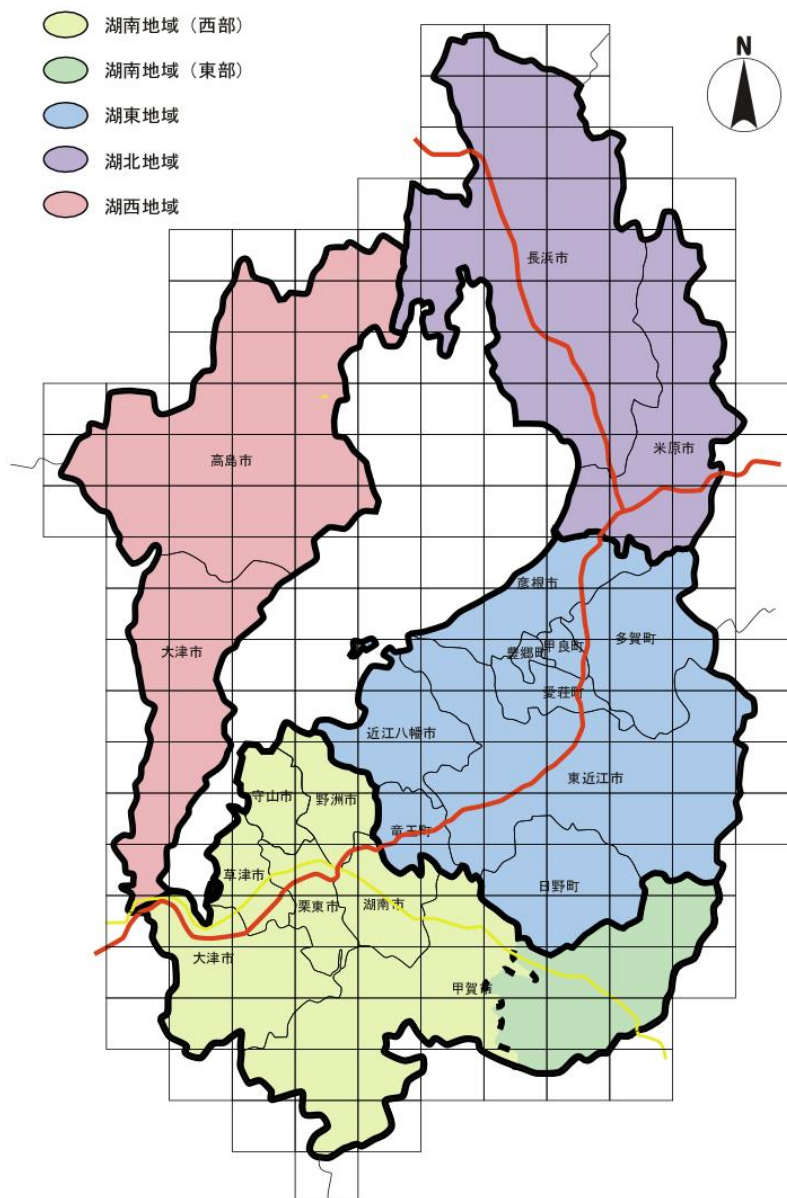


図2 シカ管理地域区分図

5. 現況

(1) 生息動向

①分布状況

本県におけるシカの分布について、湖西地域から湖北地域にかけて生息する個体群（琵琶湖の西側の個体群）は、兵庫県から京都府および本県におよぶ近畿地方のまとまった個体群の東端に位置し、湖北地域から湖南地

域にかけて生息する個体群（琵琶湖の東側の個体群）は、岐阜県に生息する個体群と分布が連続しているとともに、三重県から奈良県、和歌山県に分布する紀伊半島個体群と分布が連続していると考えられる。県内を約5 km四方のメッシュで分けると、昭和 56 年度(1981 年度)の調査では、全 181 メッシュ（琵琶湖水面を除く）中 94 メッシュ(51.9%)で生息が確認されていた。出猟カレンダー調査によると、これまでに分布が確認されたメッシュは 173 メッシュ(95.6%)であり、シカが分布可能な地域にはほぼ全て定着している(図 3)。

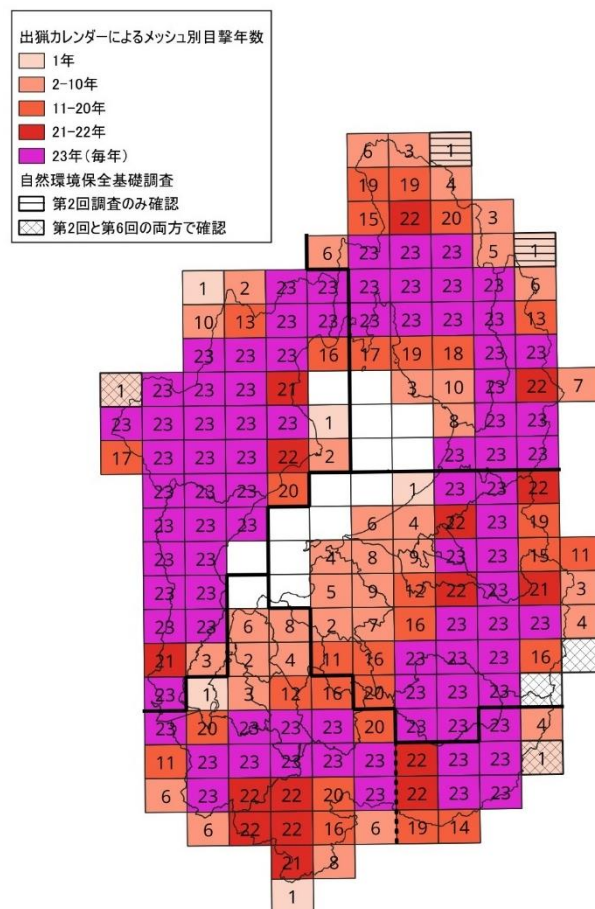


図 3- 出猟カレンダーの目撃情報および自然環境保全基礎調査
(環境庁, 1979a ; 環境省, 2004) によるシカの分布メッシュ

※図中の数値は出猟カレンダーにおける目撃年数を示す。

②個体群動向に関する情報

本県では平成 14 年度(2002 年度)から目撃効率と糞塊密度という 2 つの生息密度指標についてその推移をモニタリングしている。

i. シカ出猟カレンダーによる目撃効率 (SPUE)

1 狩猟者から回収した出猟カレンダーから、狩猟メッシュ単位で出猟人日
2 数、雌雄別の目撃数を集計した目撃効率（SPUE）のメッシュ別の値を、平
3 成 18 年度および令和 3～6 年度について図 4 に示す。平成 18 年度は湖西
4 地域、湖東地域で SPUE が高いメッシュが多かったが、令和 6 年度は湖東
5 地域の一部を除く県全体で SPUE が低下した。

6 近年、本県におけるシカの総捕獲数のうち、許可捕獲による捕獲が狩猟
7 による捕獲数を大きく上回っていることから、出猟カレンダーから得られ
8 る情報数が減少しており、シカの生息密度指標となる SPUE および CPUE の
9 動向を適切に把握できていないおそれがあることに注意が必要である。

11 ii. 糞塊密度

12 糞塊密度調査は県全体のシカが定着している山間部のメッシュ数（101
13 メッシュ）の約 45%にあたる 45 メッシュで実施している（図 5、表 3）。
14 なお、平成 28～30 年度までは従来の 39 メッシュで調査を実施してきた
15 が、シカの生息密度分布状況に応じて令和元年度に新たに 5 メッシュ追加
16 した。

17 糞塊密度の年変化については、県全体では糞塊密度が最も高かった平成
18 24 年度から平成 29 年度にかけて低下していたが、平成 30 年度以降はわ
19 ずか 3 年で平成 24 年度と同程度まで上昇し、上昇を抑制できていない。
20 地域別にみると、湖南、湖東、湖西地域は横ばい傾向を示しているが、湖
21 北地域では上昇傾向を示している（図 6）。

22 なお、図 6 では、SPUE および糞塊密度に加え、捕獲効率（CPUE）の変
23 化も参考として加えている。また、平成 17 年度は豪雪の影響により目撃
24 効率・捕獲効率ともに突出した高い値を示したため、基準の年度とせず、
25 平成 18 年度の値を 100 として示した。

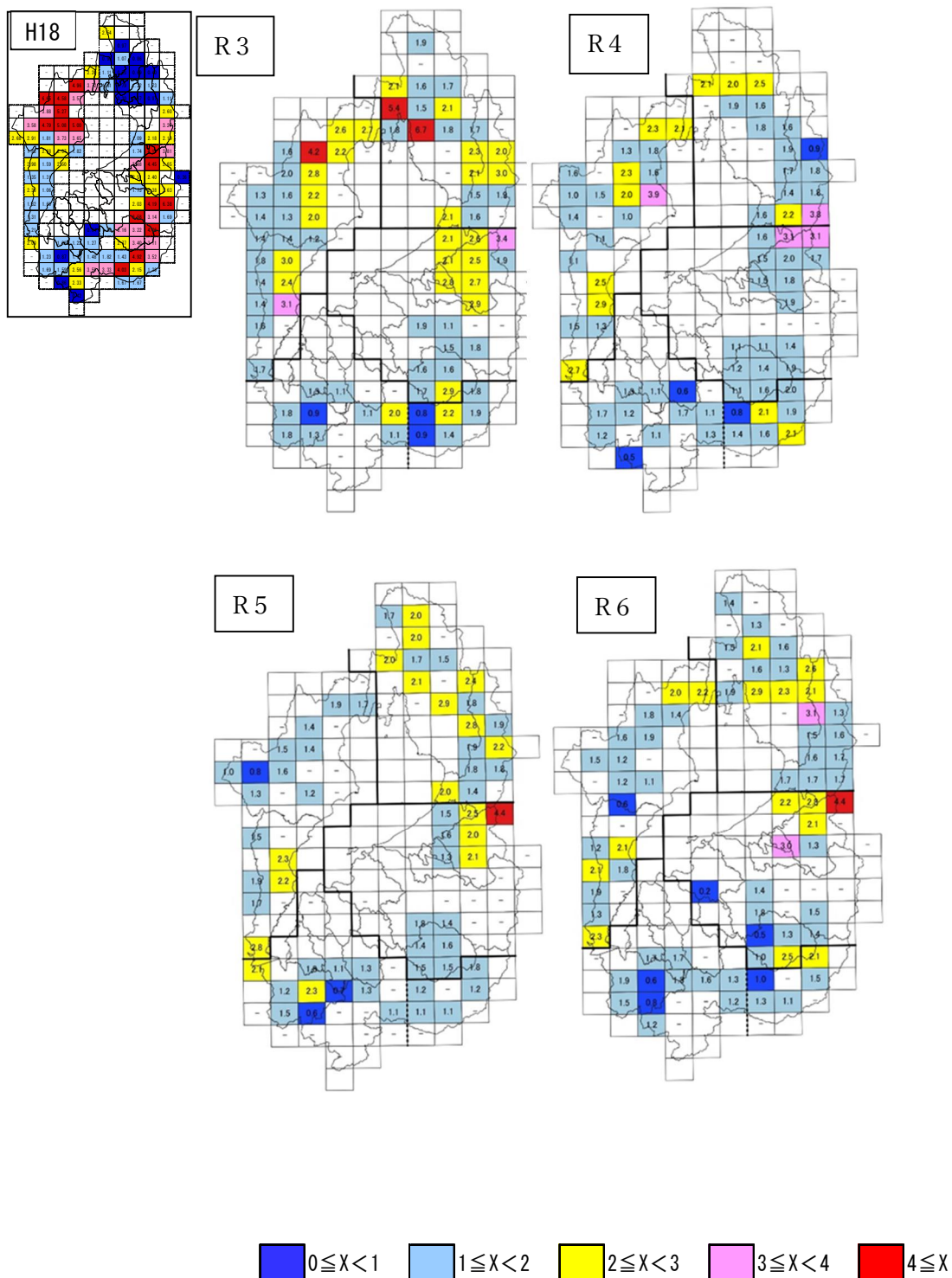
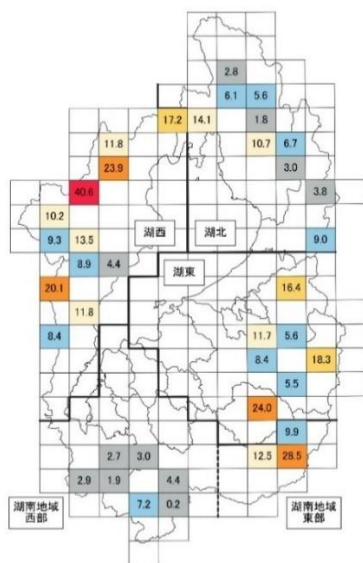


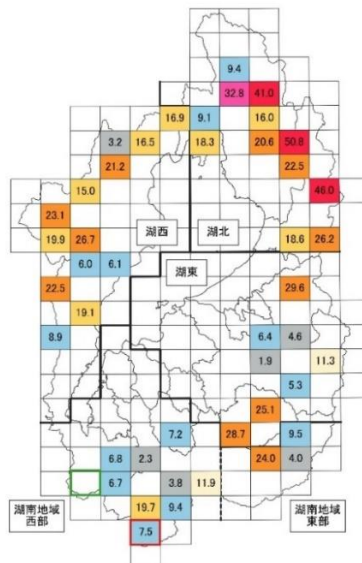
図 4 出猟カレンダーによるシカ SPUE の分布
(平成 18 年度, 令和 3 年度～令和 6 年度)

※平成 24 年度以降は、大物・銃猟狩猟者の情報によって算出している



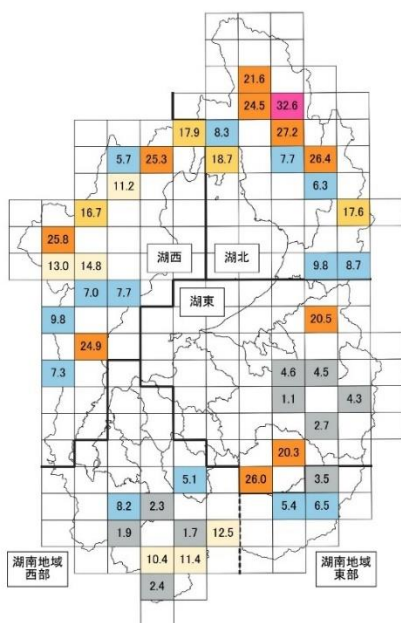
糞堧密度（県全体）：10.4 糞堧/km

H18



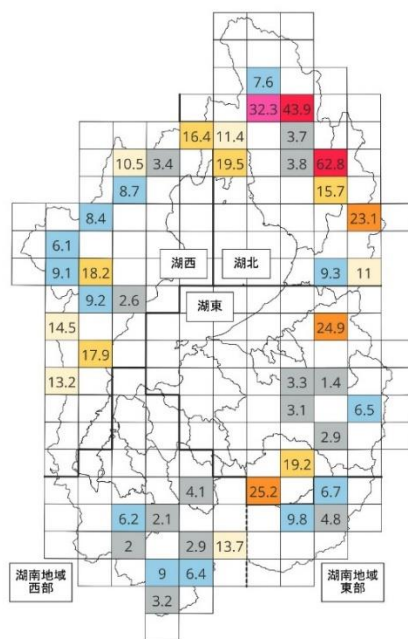
糞堧密度（県全体）：16.3 糞堧/km

R4



糞堧密度（県全体）：12.2 糞堧/km

R5



糞堧密度（県全体）：11.7 糞堧/km

R6

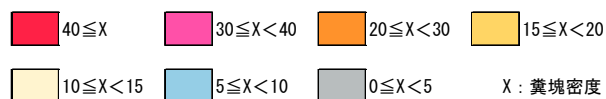


図5 メッシュ別糞堧密度の分布
(平成18年度、令和4年度～令和6年度)

1 表3 地域別延べ糞塊密度

調査																								
地域区分	メッシュ数																							
(※R6時点)	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6		
湖南地域	12	4.6	5.4	6.0	7.20	8.2	10.9	9.8	10.2	5.9	8.1	10.4	11.6	8.3	6.9	8.0	10.3	6.7	11.5	11.9	9.3	0.7	5.8	
東部	3	8.9	12.7	10.4	16.0	15.4	20.9	19.1	17.9	10.4	13.1	21.4	24.2	17.3	10.0	11.4	13.9	9.9	14.9	17.6	12.8	5.0	7.2	
西部	9	2.5	1.4	3.8	3.0	4.7	6.1	5.3	6.5	3.8	6.1	5.4	6.1	4.4	5.5	6.5	8.6	5.6	10.3	9.9	8.1	6.0	5.4	
湖東地域	8	7.3	14.5	10.8	12.4	13.1	15.5	16.1	18.7	13.8	20.0	12.5	11.9	15.5	13.7	13.5	12.6	11.4	16.9	11.8	13.3	9.8	10.2	
湖北地域	12	2.7	4.0	5.2	6.4	8.4	10.4	8.8	15.6	16.1	21.3	19.5	24.4	19.5	21.9	17.6	22.6	30.6	27.5	25.1	25.1	17.2	19.3	
湖西地域	13	14.5	14.1	10.1	15.3	14.0	14.0	19.7	18.4	14.6	24.0	11.5	16.4	11.5	12.8	5.7	12.7	13.0	16.7	14.5	15.8	14.4	10.6	
県全体	45	8.1	9.6	7.9	10.5	10.9	12.6	13.7	15.7	12.7	18.8	13.6	16.5	13.6	14.0	10.8	14.7	16.0	18.4	16.3	16.3	12.2	11.7	
※調査メッシュ数はH15～H25:39メッシュ、H26～H30:40メッシュ（メッシュ158を追加）、R1～R2:45メッシュ（メッシュ28、30、76、156、177を追加）で実施した。																								

※調査メッシュ数はH15～H25:39メッシュ、H26～H30:40メッシュ（メッシュ158を追加）、R1～R2:45メッシュ（メッシュ28、30、76、156、177を追加）で実施した。

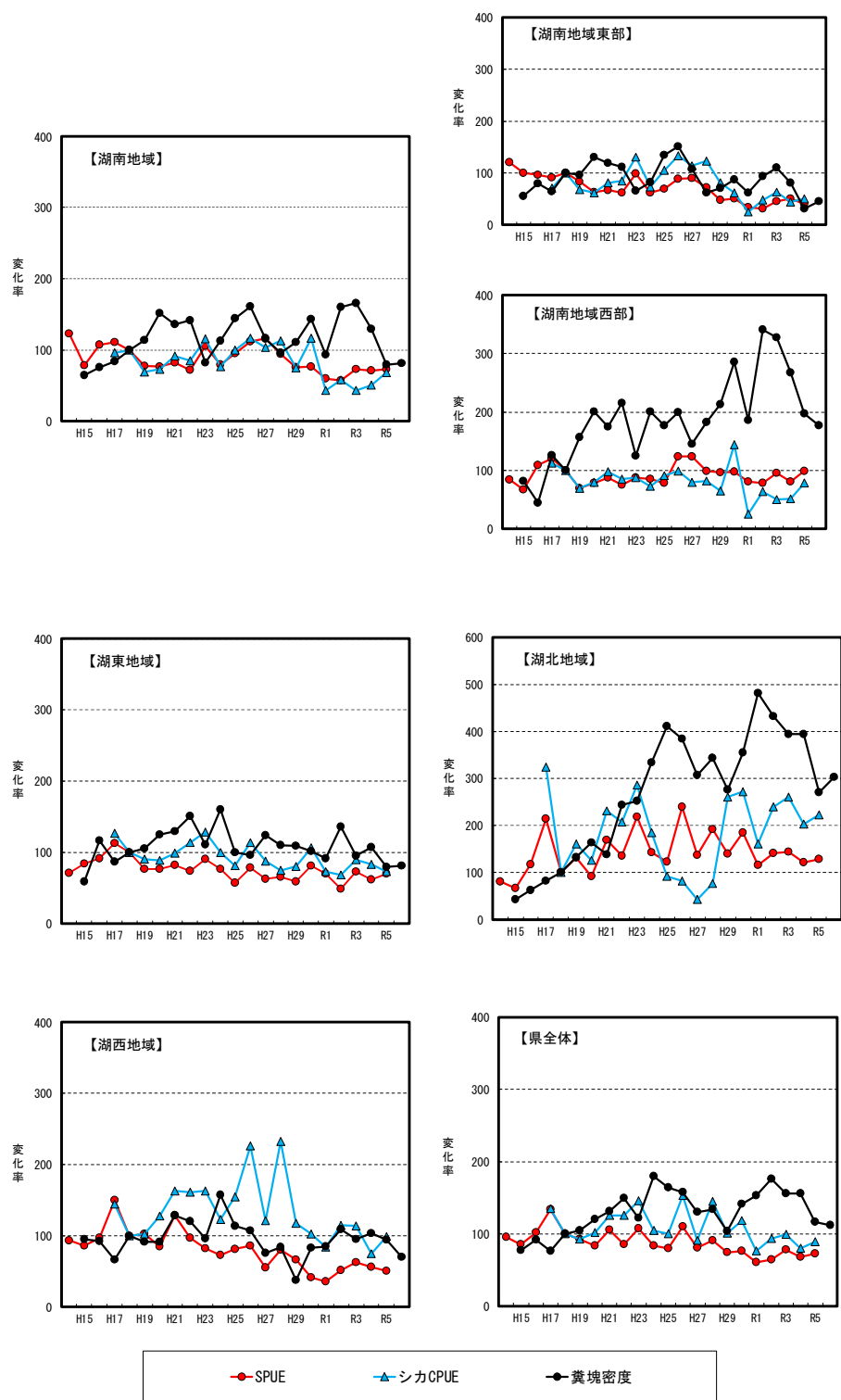


図6 シカ生息密度指標の変化（平成15年度～令和6年度）
※平成18年度の各密度指標の値を100として換算した相対値の変化。

iii 階層ベイズ法による生息数推定

階層ベイズ法による令和6年度末の推定生息数を以下に示す。

滋賀県全域におけるシカの推定生息数

中央値 49,422 頭(90%信用区間 40,697~62,581 頭)(図7)

各管理地域におけるシカ推定生息数

湖北地域 中央値 17,146 頭(90%信用区間 12,992~23,134 頭)

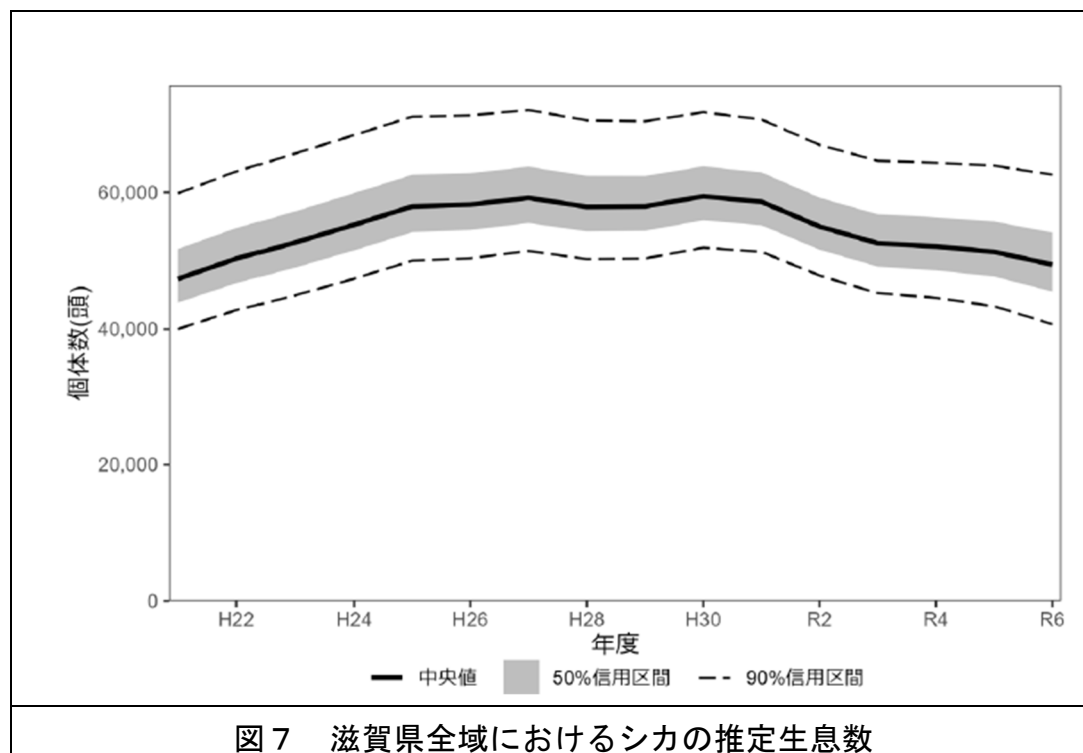
湖東地域 中央値 10,851 頭(90%信用区間 8,284 ~14,422 頭)

湖西地域 中央値 11,039 頭(90%信用区間 8,475 ~14,608 頭)

湖南地域東部 中央値 2,426 頭(90%信用区間 1,849 ~3,231 頭)

湖南地域西部 中央値 7,780 頭(90%信用区間 5,680 ~11,218 頭)(図8)

令和元年度末の推定生息数の中央値は 58,634 頭であり、近年のシカの推定生息数は漸減傾向である。(表4)



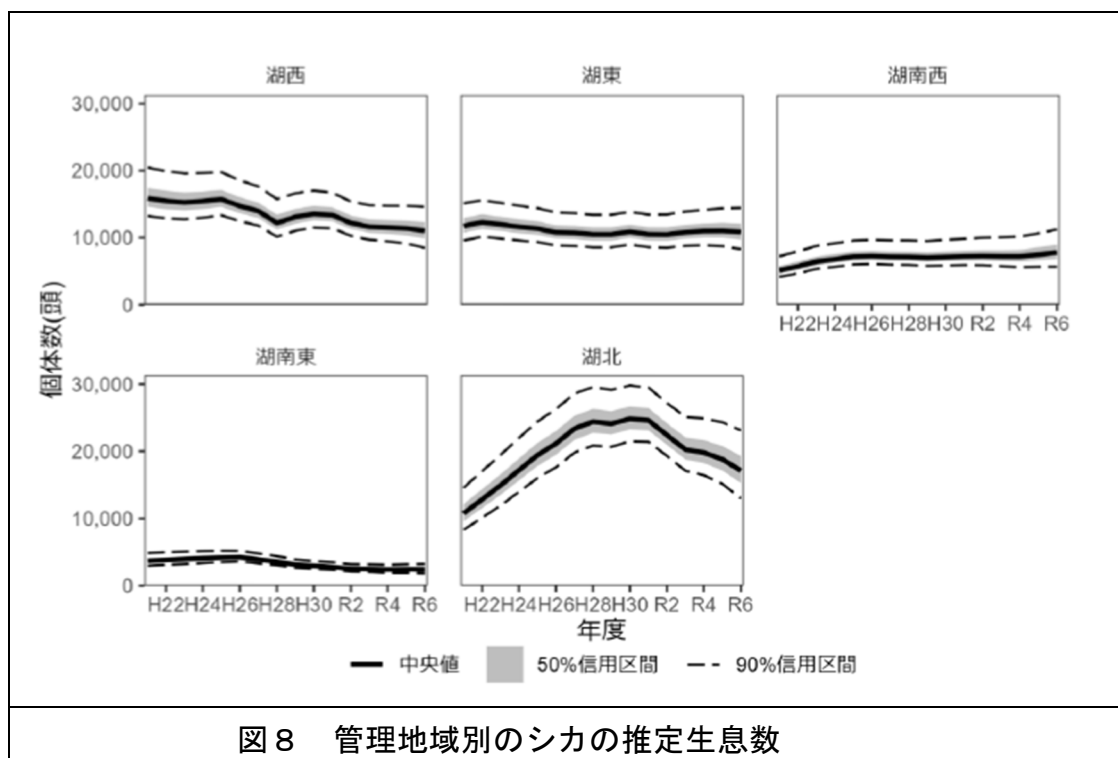


図8 管理地域別のシカの推定生息数

表4 県全体のシカ生息数推定値

年度	5%点	25%点	中央値	75%点	95%点
平成21(2009)	40,005	43,849	47,326	51,713	59,853
平成22(2010)	42,740	46,710	50,298	54,768	63,060
平成23(2011)	44,940	49,008	52,684	57,246	65,721
平成24(2012)	47,353	51,508	55,247	59,883	68,392
平成25(2013)	49,995	54,162	57,941	62,569	71,085
平成26(2014)	50,349	54,492	58,216	62,813	71,273
平成27(2015)	51,424	55,517	59,205	63,775	72,044
平成28(2016)	50,229	54,279	57,882	62,394	70,546
平成29(2017)	50,316	54,373	57,949	62,375	70,413
平成30(2018)	51,900	55,919	59,423	63,823	71,724
令和元(2019)	51,302	55,182	58,634	62,928	70,676
令和2(2020)	47,818	51,608	54,989	59,224	66,959
令和3(2021)	45,238	49,128	52,548	56,786	64,620
令和4(2022)	44,554	48,566	52,087	56,359	64,341
令和5(2023)	43,313	47,680	51,288	55,736	63,919
令和6(2024)	40,697	45,474	49,422	54,101	62,581

③生息環境

滋賀県の総面積は 401,736ha あり、県土の約 6 分の 1 を占める琵琶湖の面積 67,025ha を除く 334,486ha が陸域面積となる。その内、森林の占める面積は 201,557ha で、県の総面積の約 50%、陸域面積では約 60%を占めている。人工林および天然林別では、人工林 84,995ha、天然林等 116,562ha となっており人工林率は 42%となっている（図 9、表 5）。森林の連続性はシカの分布と重なるが、シカの分布を制限する要素として以下のことが考えられる。

湖西地域と湖南地域を結ぶ大津市には名神高速道路、国道 1 号線などが通っており、シカの分布を寸断する障壁となっている。このような交通網など人為的土地利用度が高いことによる分布の寸断は、湖北地域と湖東地域の間の名神高速道路、東海道新幹線などにもいえることである。

また、湖北地域の旧旧余呉町および余呉町および旧旧木之本町の北東部は積雪が多く、シカの分布を制限する要因になっていると推測されるが、近年の暖冬の影響により積雪が減り、シカの分布や季節移動は変化していると考えられる（図 10、11）。

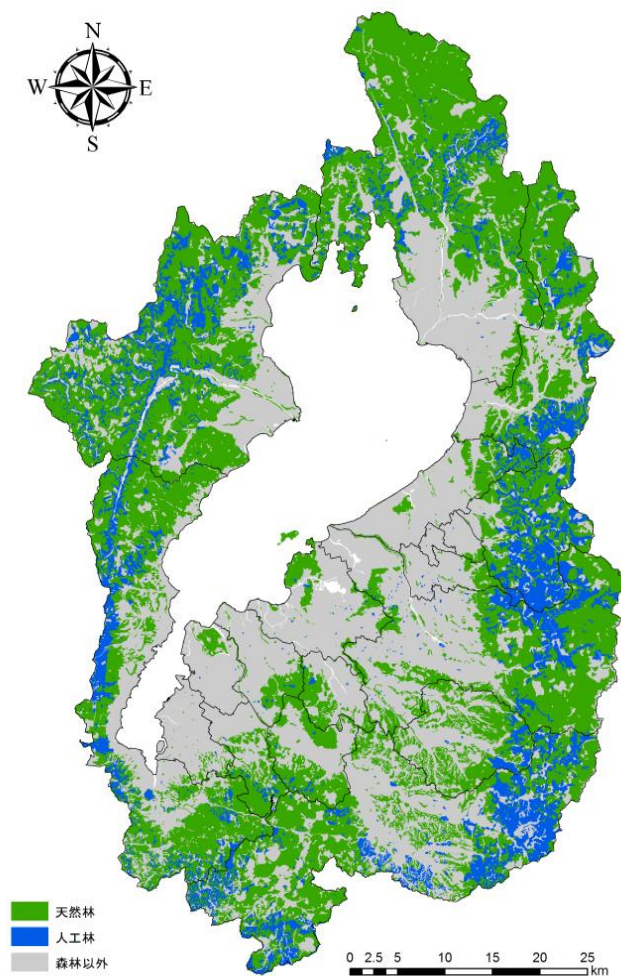


図 9 滋賀県の森林分布図
※自然環境情報 GIS より作成

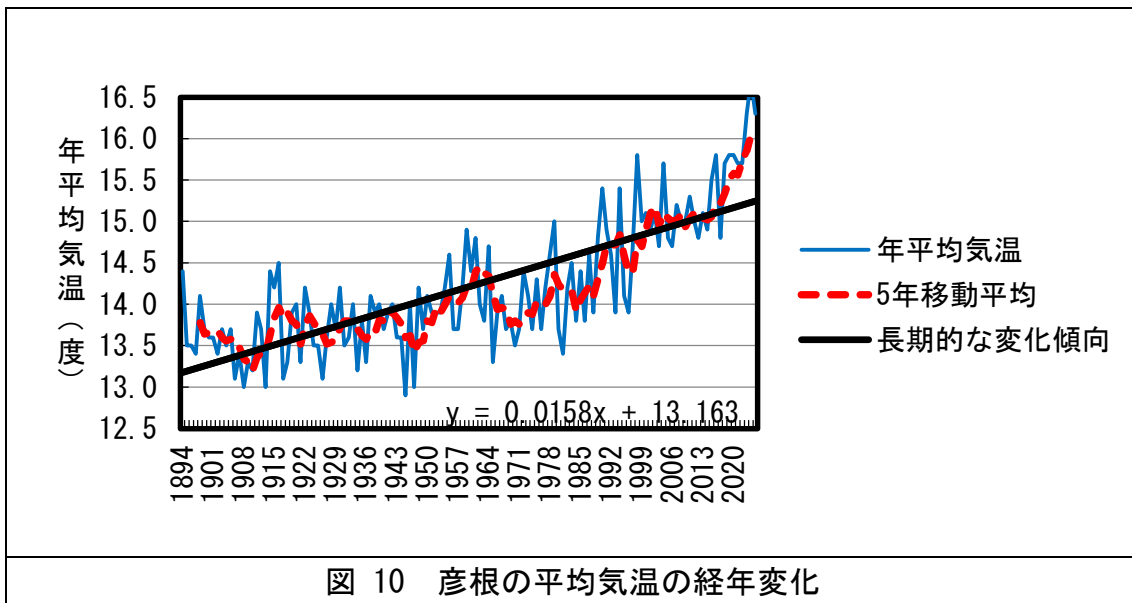
表 5 各地域の森林面積

管理地域	森林総面積 (ha)	人工林		天然林等	
		面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)
湖南	39,814	20,509	51.5	19,305	48.5
湖東	46,549	18,105	38.9	28,444	61.1
湖北	53,077	19,907	37.5	33,170	62.5
湖西	61,915	26,475	42.8	35,440	57.2
計	201,355	84,996	42.2	116,359	57.8

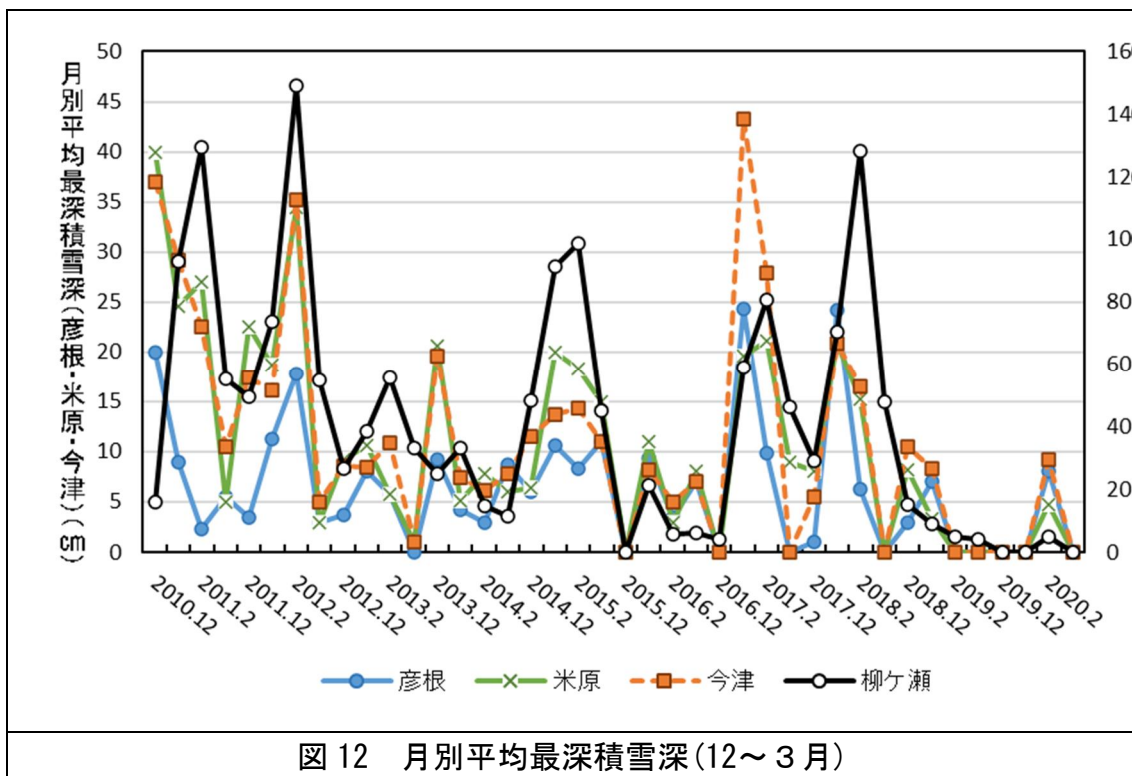
※滋賀県森林政策課「令和 6 年度森林林業統計要覧」より。

面積は、四捨五入のため計は一致しない。天然林等には更新困難地や無立木地を含む。

大津市の南部については、数値として僅少であるため湖西に含める。



1



2

3 (2) 捕獲状況

4 ①捕獲の現状と動向

5 i. 県内全域の捕獲状況

6 本県のシカの捕獲数は、平成以降増加傾向を示し、平成 28 年度には
7 16,000 頭を上回った。平成 29～30 年度には 13,000 頭台まで減少したも
8 の、令和元年度以降は 15,000 頭前後で推移しており、各補助事業の効

果によるものと考えられる（図 12）。

許可捕獲による捕獲数の伸びから、平成 22 年度および平成 23 年度には狩猟と許可捕獲を合わせた捕獲数は第 1 次特定計画の捕獲目標である年間 8,500 頭を上回った。高い水準で捕獲数を維持しているものの、近年は頭打ちになっていると考えられる（図 13）。

本県ではこれまで、第 3 次計画でシカの狩猟期間を延長し、第 4 次計画で銃猟による一日あたりのシカの狩猟数制限を撤廃するなど、狩猟によるシカの捕獲圧の向上に努めてきた。しかし、生息密度指標の推移によると、上昇を抑制できていないと考えられることから、捕獲目標が未達成である課題を抽出したうえで改善策を講じ、捕獲圧をさらに強めていく必要がある。

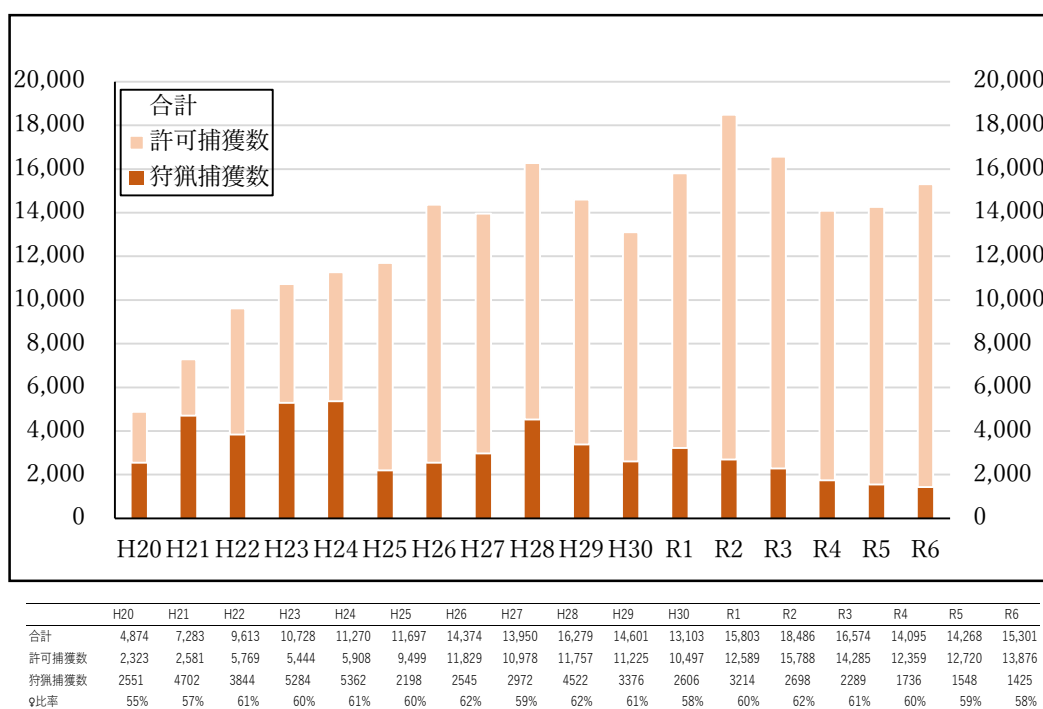
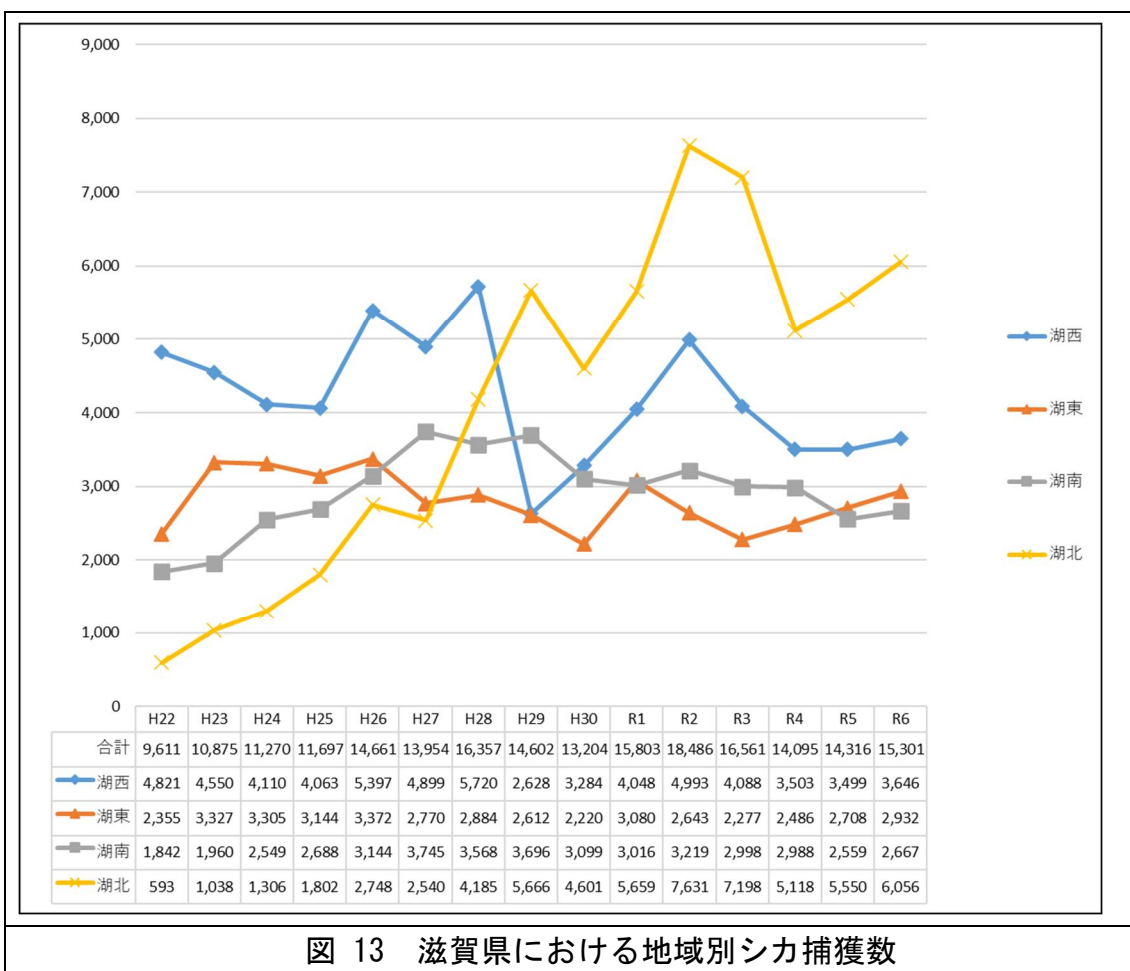


図 12 滋賀県における狩猟・許可捕獲別
シカ捕獲数の変化（平成 20～令和 6 年度）性別が不明のものを除く）



ii. 管理地域別の捕獲状況

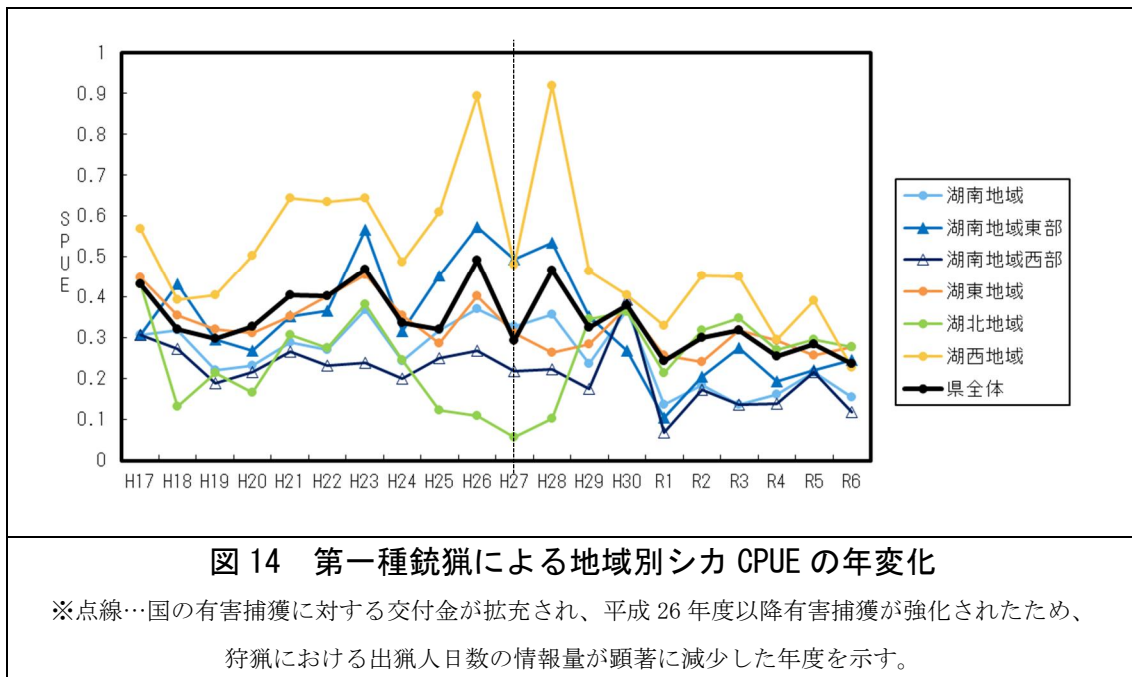
第一種銃猟による地域別捕獲効率 (CPUE) の年変化状況を (図 14) に示す。これを見ると、湖南地域の CPUE は、平成 26 年度から平成 29 年度まで 0.3~0.4 で推移していたが、令和元年度に 0.1 台まで大きく低下したのち、横ばいから微増傾向を示している。東部は糞塊密度が横ばい傾向を示した (図 6) ことから、シカの生息密度の上昇を抑制できている可能性が高い。一方で、西部は捕獲目標達成率が低く、糞塊密度は上昇した後の水準で横ばい傾向であることから、生息密度をさらに低減させていくにはより捕獲を強化する必要があると考えられる。東部ではシカの生息密度の上昇を抑制できていると考えられる一方で、西部では抑制できていないと考えられることから、東部と西部でそれぞれの生息密度指標に応じた捕獲目標を設定し、捕獲の強化を図る必要があると考えられる。

湖東地域においては、シカ CPUE は横ばい傾向を示し、各密度指標は横ばいから低下傾向を示していることから、生息密度の上昇は抑制できていると推察される。そのため、捕獲目標値が高く設定されていると考えられる。今後は、シカの生息密度が上昇傾向に転じないように、捕獲圧が不十分であったメッシュとそ

の周辺において捕獲を強化する必要がある。

湖北地域においては、シカ CPUE は近年横ばい傾向を示している。今後は、糞塊密度が低下に転じなかったメッシュとその周辺において引き続き重点的に高い捕獲圧をかけ、地域全体のシカの生息密度を低減させていく必要がある。

湖西地域においては、シカ CPUE は平成 21 年度以降漸減傾向を示している。特定鳥獣管理計画（第 4 次）の開始以降、半数以上のメッシュの糞塊密度が低下に転じ、上昇傾向を示したのは一部のメッシュに留まった。糞塊密度は平成 25～29 年度まで低下傾向にあったが、平成 30 年度（2018 年度以降、上昇傾向を示した。湖西地域の糞塊密度が低下傾向であるのは、捕獲によってシカの生息密度の上昇が抑制されているためであると考えられる。今後は、シカの糞塊密度が上昇傾向を示したメッシュとその周辺において捕獲を強化し、当地域におけるシカの生息密度をさらに低減させていく必要がある。



②捕獲の担い手に関する状況

本県の狩猟者数は減少しつづけており、昭和 50 年に約 6,000 件あった狩猟者登録数は、現在年間 2,000 件を下回っている（図 15）。

免許種別では第 1 種銃猟（旧乙種）が減少しているのに対し、県の地方機関の管轄区域を単位とする獣害対策地域協議会等において、狩猟制度に関する説明会や農林業者によるわな免許取得の推進が進められて

きたことから、わな猟（平成 18 年度までは網わな猟（旧甲種））の狩猟者登録数が増加し、近年は第 1 種銃猟とほぼ同程度の登録数である。

また、年齢別の狩猟免許所持状況については、平成 6 年度における 60 歳以上の所持者が全体の約 30%であったが、年々その割合が高くなり、令和 6 年度には 43%と高齢化が進んでいる。平成 27 年度に 20～29 歳、30～39 歳の所持者が僅かに増えたが、近年は横ばい傾向であることから、今後、捕獲従事者の減少が懸念される（図 16）。

狩猟によるシカの捕獲は、平成 22 年度まではわな猟による捕獲が 2 割前後で推移していたが、近年は約半数以上を占めており、わな猟による捕獲が大きな役割を果たしてきている（図 17）。

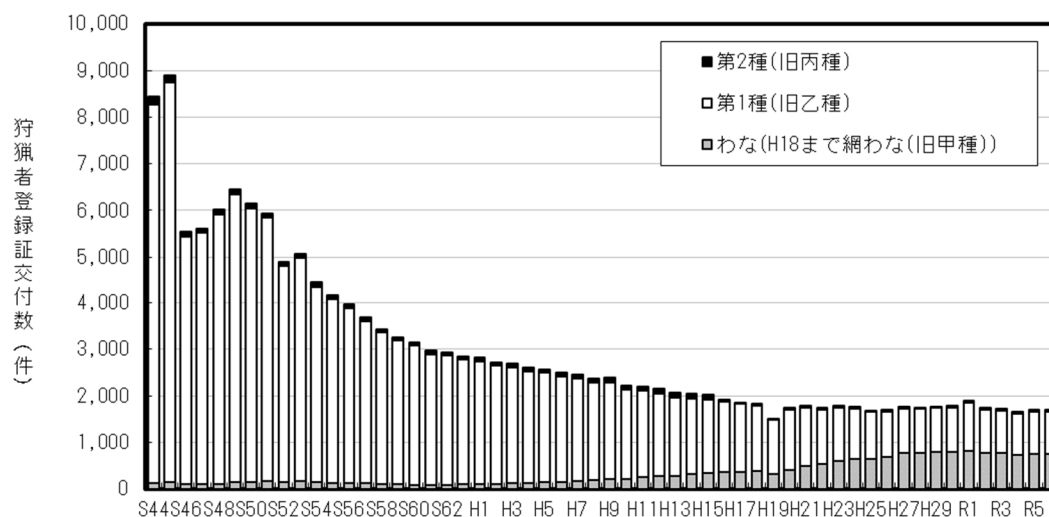


図 15 滋賀県における狩猟者登録証交付状況

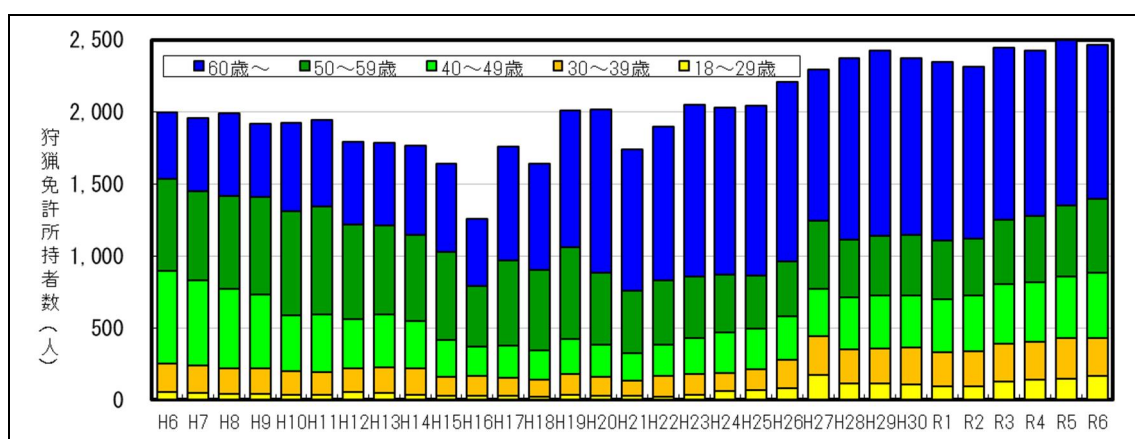


図 16 年齢別狩猟免許所持状況の推移

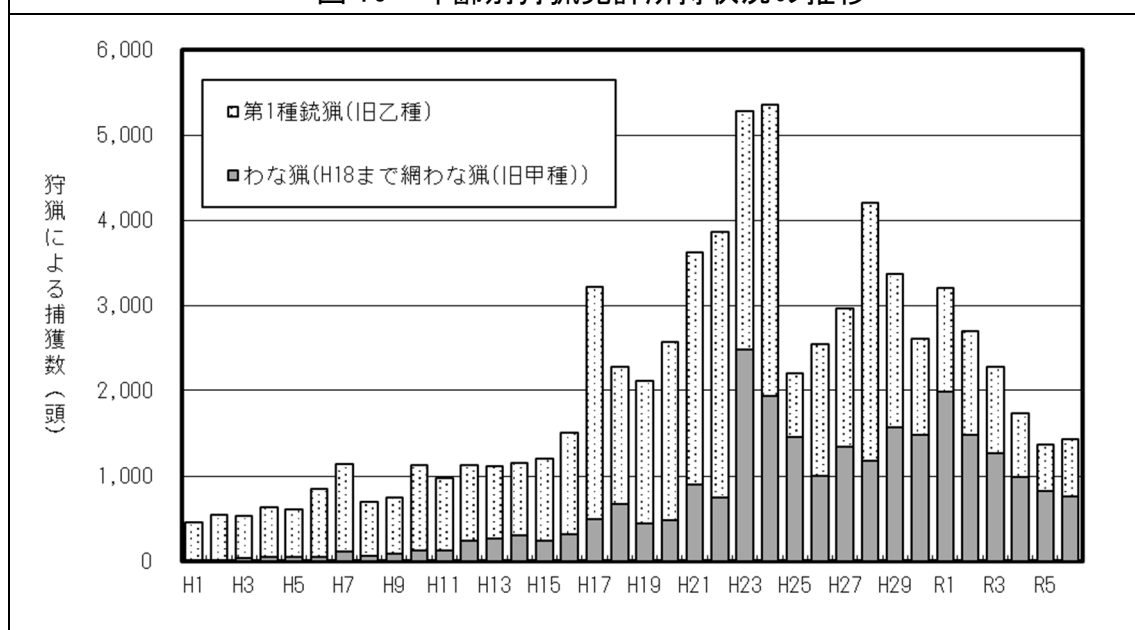


図 17 滋賀県における狩猟免許種別のシカ狩猟数

③報奨金の交付状況

本県では令和 6 年度までに、17 市町で鳥獣被害対策実施隊が編成され、また捕獲団体との委託契約による有害捕獲も運用されており、多様な形態により、農林業被害の軽減を目標に有害捕獲等に従事している。

これまで県では、有害捕獲等を促進し捕獲の強化を図るため、平成 18 年度より、「ニホンジカ広域一斉駆除対策事業」として、1 頭あたり 6,000 円の補助金を開始。これは平成 21 年度から、市町振興課で一元化された「自治振興交付金事業」の中に移行して現在も続いている。この補助金とは別に、平成 22 年度からは新たに琵琶湖森林づくり県民税の財源を利用した「湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業」を創設し、自治振興交付金の対象を上回る捕獲に対して、メス 14,000 円、オス 10,000 円の補助を行い、捕獲数の上積みを行った。

平成 25 年度からは、両補助金とも、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金の上乗せ助成として設定し、市町の負担額も含めて捕獲補助単価をメス 20,000 円、オス 20,000 円とした。平成 29 年度以降は、メスジカが優先的に捕獲されることを促進するため、再びメスとオスに単価差を設け、メス 22,000 円、オス 17,000 円とした。しかし、単価差を設けてもメスジカの捕獲が促進されなかったこと、近年わな捕獲の割合が増加し、メスジカの選択的捕獲が困難であることを受け、シカ全体の捕獲を促進するため、令和 6 年度からオスジカとメスジカの単価を 19,500 円で統一した。

(3) 農業被害と被害防除の状況

①被害の状況

「野生獣による農作物被害」については、平成 20 年度までは主に農業共済対象作物を中心とした被害面積、被害量、被害金額の調査を行ってきたところであるが、平成 21 年度以降は、被害量が軽微であった作物も含めるなど広い範囲の作物を対象として、よりの確な被害状況の把握に努めることとして、被害集落に対するアンケートや聞き取りを行うなど、きめ細かな調査を行ったことにより平成 21 年度以降はそれ以前と比較して増加する結果となった。平成 21 年度以降の変化を見ると、平成 23 年度をピークに、その後は低下傾向を示しているが、近年は横ばい傾向を示した(図 18)。

被害面積は、平成 21～23 年度はシカによる被害が最も高かったが、平成 24 年度以降は低下し、近年はイノシシによる被害が 3 獣種で最も高い。被害金額は、平成 22 年度にシカによる被害がイノシシよりも上回っていたが、平成 23 年度以降はイノシシによる被害が最も多い。シカによる作物別の被害は、平成 28 年度以降大幅に減少したが、水稻被害が最も多く、被害金額の約 7 割を占めている(図 19、図 20、図 21)。

地域別に見ると、平成 24 年度以降すべての地域で被害面積は縮小しているが、令和 3 年度以降は湖東地域と湖南地域で漸増傾向にある(図 22)。

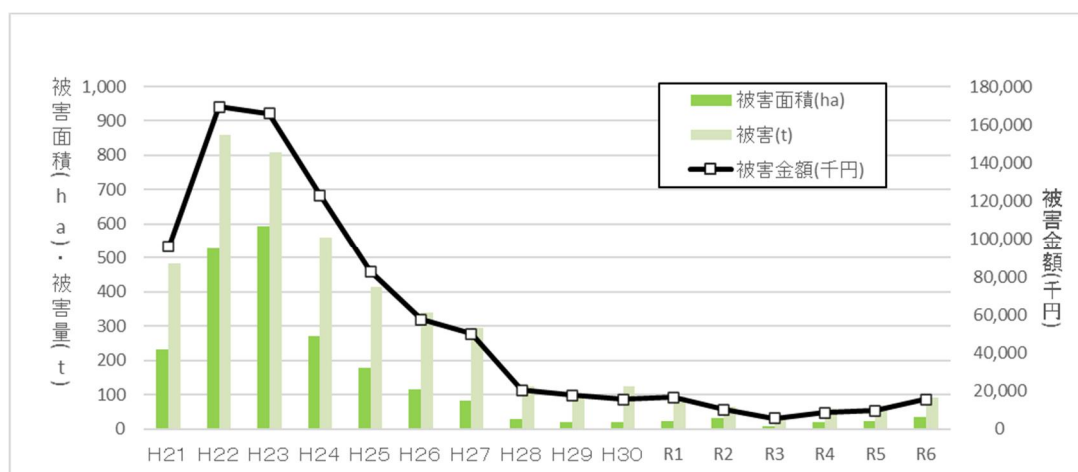


図 18 シカによる農業被害面積・被害金額の推移
※県内各自治体調べ(みらいの農業振興課集計)

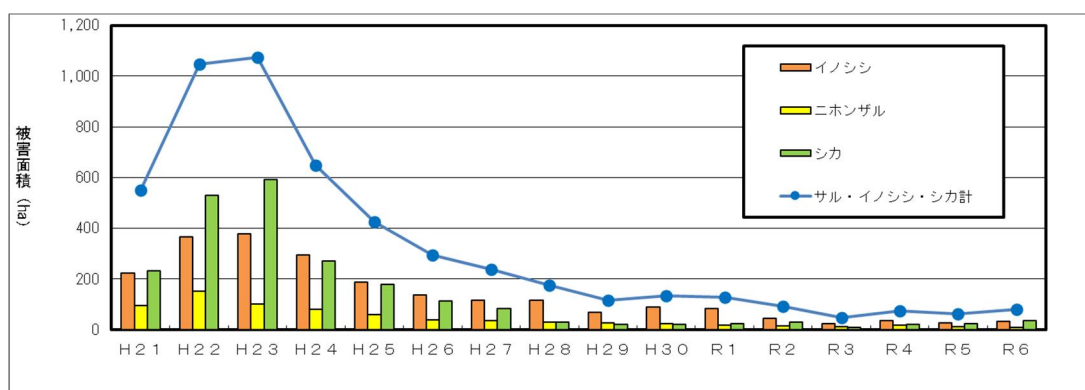


図 19 主な野生獣による農作物被害面積の推移

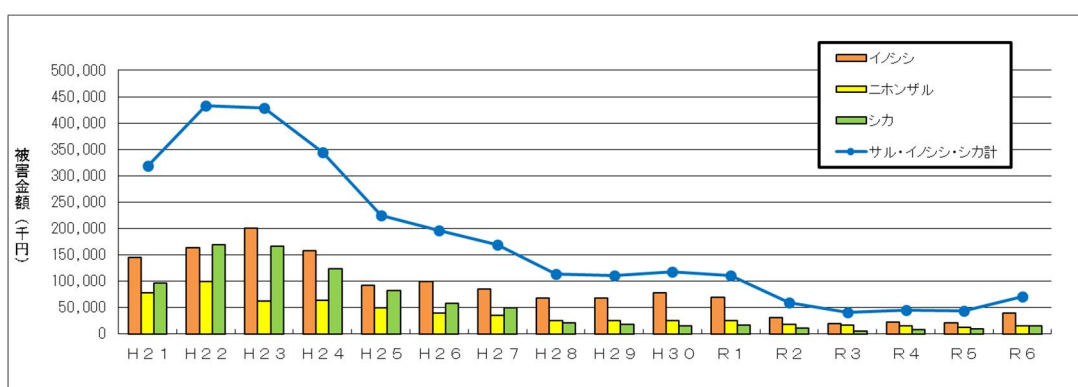


図 20 主な野生獣による農作物被害金額の推移

農作物名	被害面積 (a)	被害量 (kg)	被害金額 (千円)
稲	861	42,962	11,696
麦類	1,081	25,272	752
豆類	1,259	13,855	1,271
雑穀	306	2,381	308
果樹	19	1,001	464
飼料作物	11	517	10
野菜	14	4,999	615
いも類	3	670	122
工芸作物	8	600	300
その他	0	0	0
合計	3,562	92,257	15,537

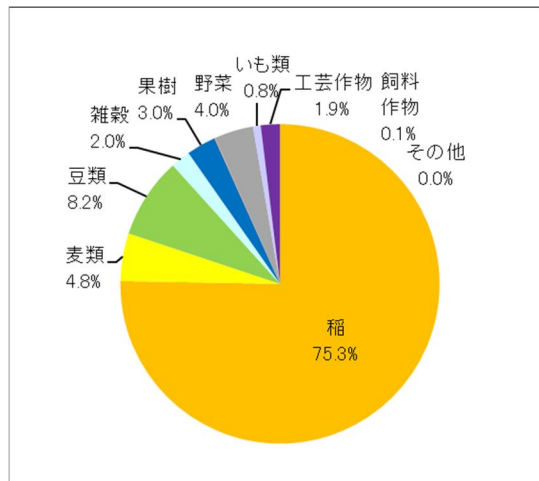


図 21 シカによる農作物別被害割合 (令和 6 年度)

※みらいの農業振興課調べ

1

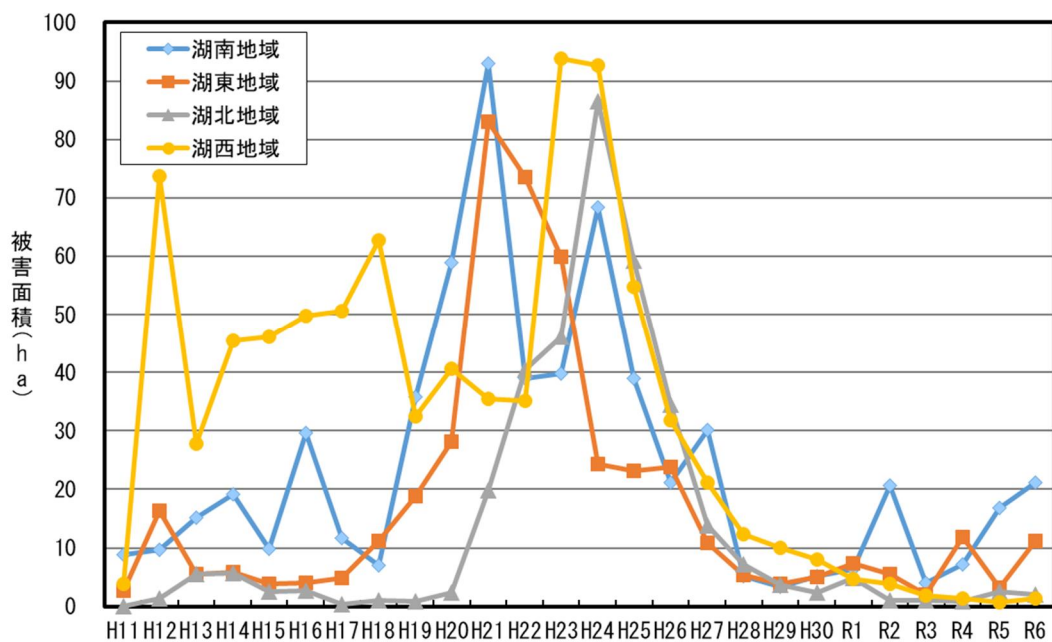


図 22 シカによる管理地域別農業被害面積の推移

②被害防除の状況

ニホンザル、イノシシ、シカ等による農業被害の防除対策として、防護柵が整備されている。防護柵には、金属製の防護柵で大規模に農地や集落を囲う棲み分け柵と、小規模な農地をネットや電気柵などで簡易に囲う簡易防護柵が含まれている。平成 22～25 年度に防護柵の設置が推進された

- 1 が、近年は、湖南地域と湖北地域で少しずつ伸びている(図 23)。
- 2 防護柵の設置延長の増加に伴い農業被害が大きく減少しており、防護柵
- 3 の効果が確認できる(図 24)。
- 4

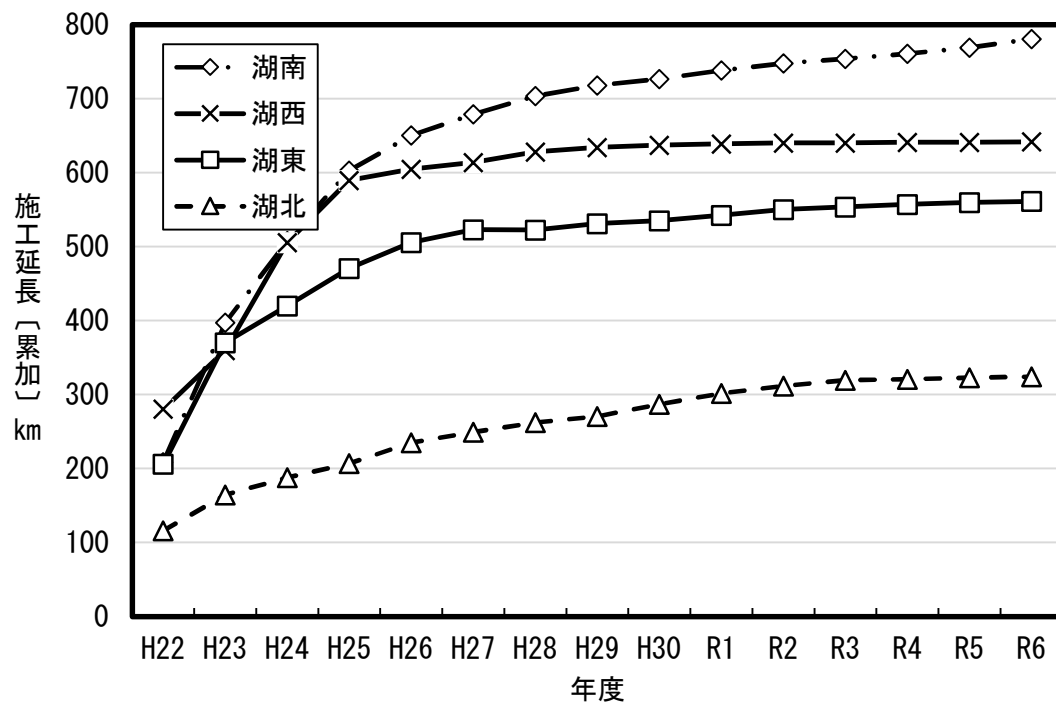


図 23 管理地域別の農地における防護柵の設置状況
※県農業経営課調べ

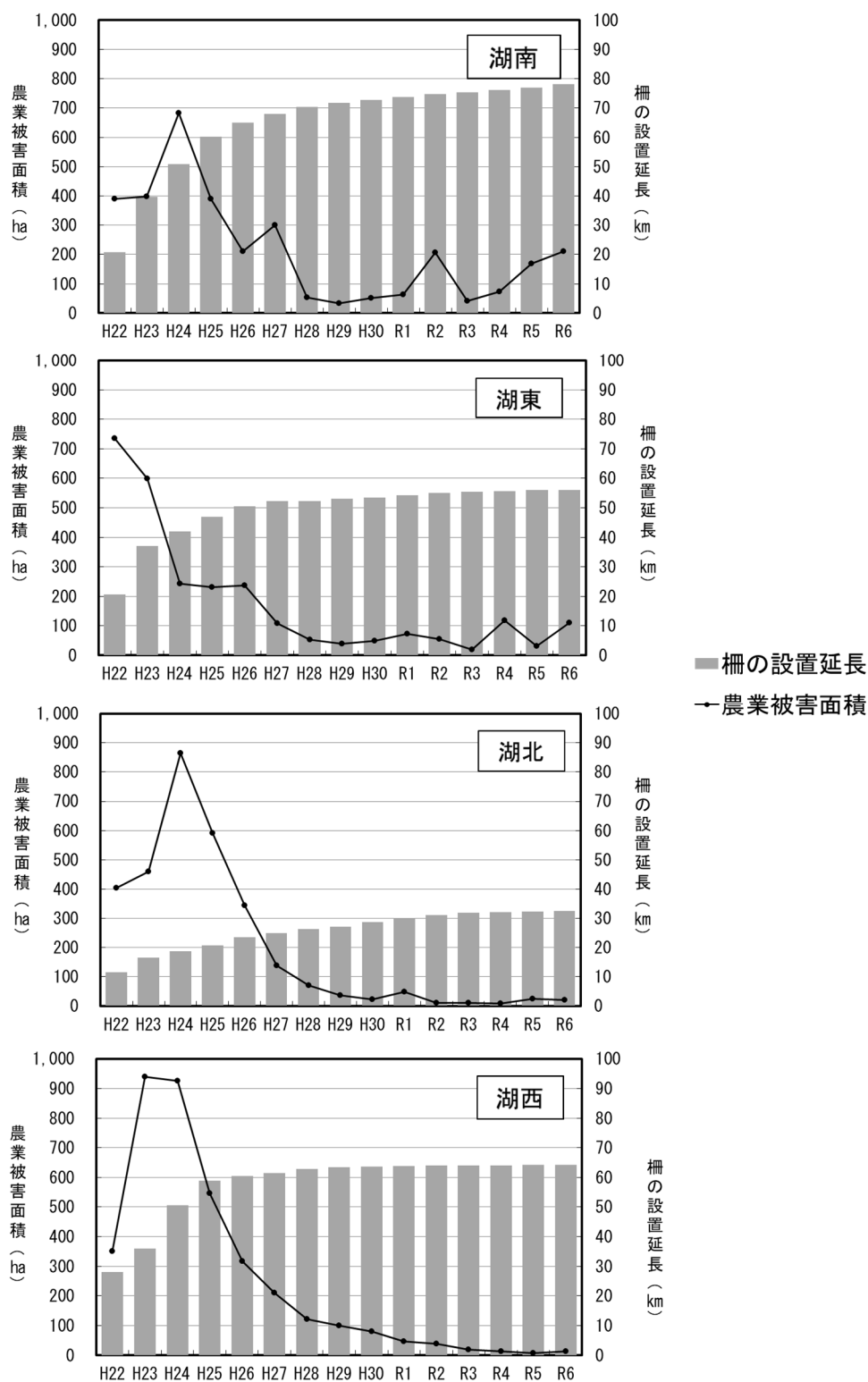


図 24 農業被害面積と柵設置延長の年変化

※柵の設置延長については集計方法を平成 22 年度に変更したため、
平成 22 年度以降の変化を示す。

1 (4) 林業被害と被害防除の状況

2 ①被害の状況

3 県全体の人工林における林業被害面積（実損面積）は平成 24 年度には
4 被害面積は約 280ha に達していたが、平成 25 年度以降は減少傾向である
5 （図 25）。

6 被害形態別では、造林面積が減少していることもあり、枝葉摂食被害に
7 ついては令和 6 年度には 5 ha まで低下している。剥（はく）皮被害について
8 も、近年大幅に減少しており、令和 6 年度には 6 ha にまで低下している
9 （図 26）。造林面積が減少していることについては、木材価格の低迷もさ
10 ることながら、獣害によって被害防除が必須となり、被害防除にかかる費
11 用が嵩み、利潤を圧迫することから、森林所有者の造林に対する意欲が失
12 われていることも原因の一つとなっている。

13 地域別の林業被害の傾向として、湖東地域では、平成 16～17 年度に実
14 損面積が急増し、以降高い値で推移していたが、近年減少傾向である。湖
15 南地域は平成 15 年度には 120ha を越え、その後急減したが、H19 年度以降
16 再び増加し、近年は横ばい傾向である。湖西地域は平成 15 年度以降緩や
17 かに増加し、近年は横ばい傾向を示している。湖北地域は、被害が少な
18 かったが、平成 22 年度以降徐々に増加してきている。（図 27）
19

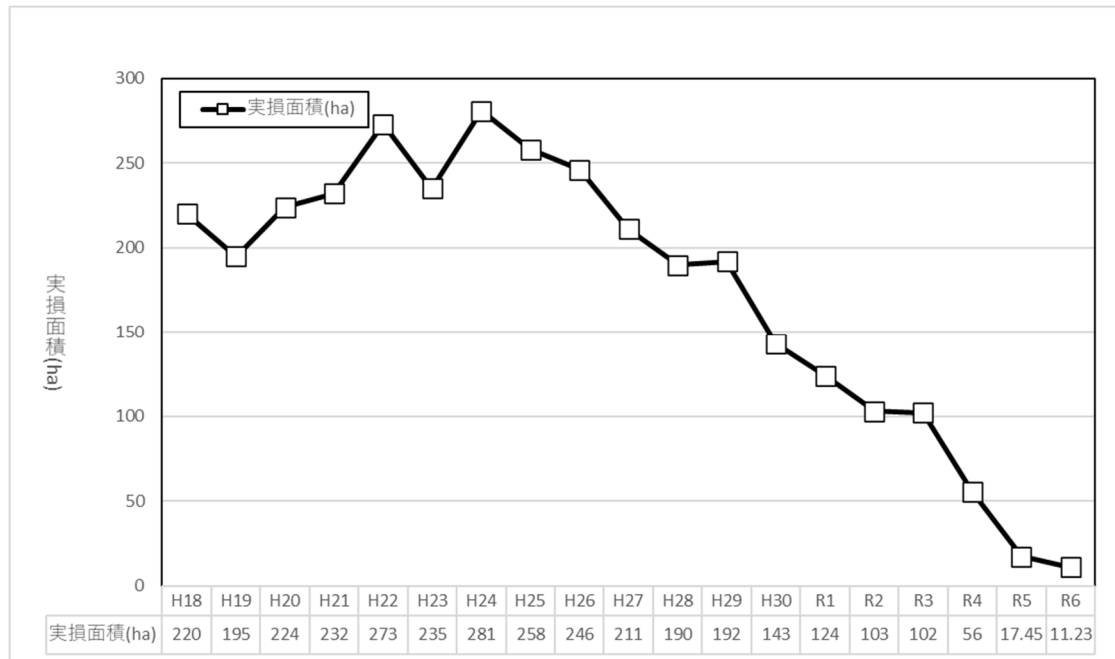


図 25 シカによる林業被害（実損面積）の変化

※県森林保全課調べ

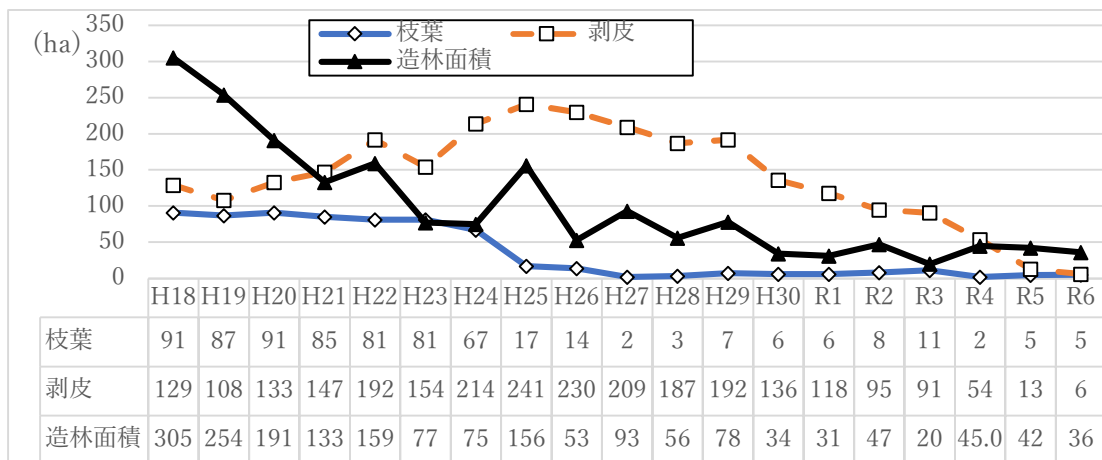
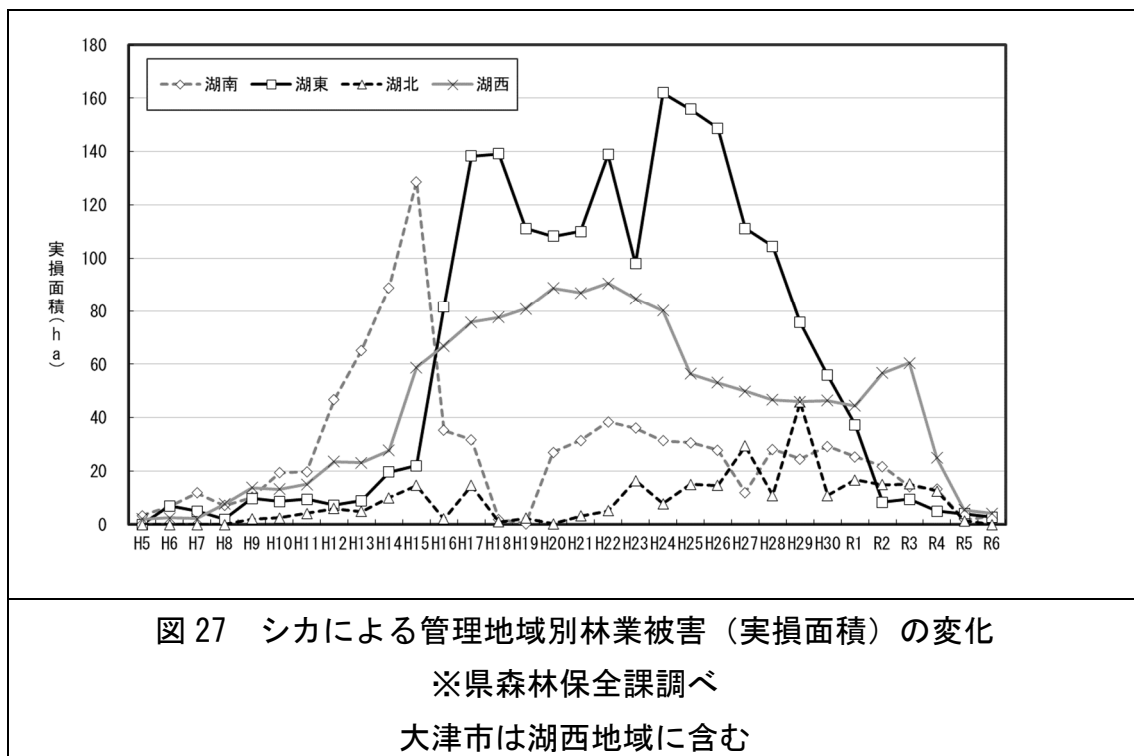


図 26 シカによる被害形態別林業被害(実損面積)の変化

※県森林保全課調べ



②被害防除の状況

林業被害の防除対策は、被害形態別に枝葉摂食被害防除対策として、幼齢造林地における防護柵、単木防除（チューブタイプ・ネットタイプ）および忌避剤と、壮齢造林地における単木ごとの剥皮被害防除対策のテープ巻きに分けられる。

単年度の防除対策別の実施面積の推移は、造林面積の減少から、幼齢木防除を目的とした対策の施工は減少傾向にある（図 28）。壮齢木を対象とした被害防除対策を新たに施した面積は、平成 23 年度まで増加傾向であったが、近年は減少傾向である（図 29）。

管理地域別に枝葉摂食被害防除実績を見ると、湖東地域の防護柵の施工面積は上昇傾向にあるが、いずれの対策も造林面積の減少から、近年、大きな伸びは見られない（図 30）。

平成 28 年 5 月の森林法の改正により「鳥獣害防止森林区域」を設定することが義務づけられ、新植や天然更新等の施業を行う場合にあっては、これらの区域指定に配慮しつつ防護柵等の被害防除措置を行うことが求められている。本県においては、19 市町のうちほぼ全ての市町において民有林全域が鳥獣害防止森林区域に設定されている。

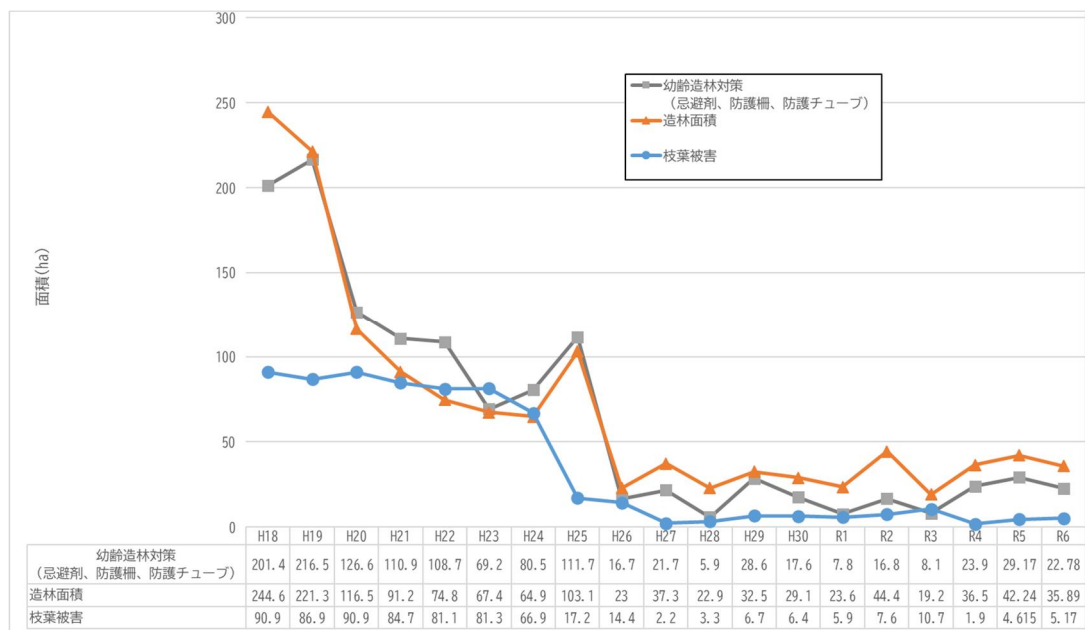


図 28 林業に関する動物被害防除対策状況（幼齢木）

※県森林保全課調べ

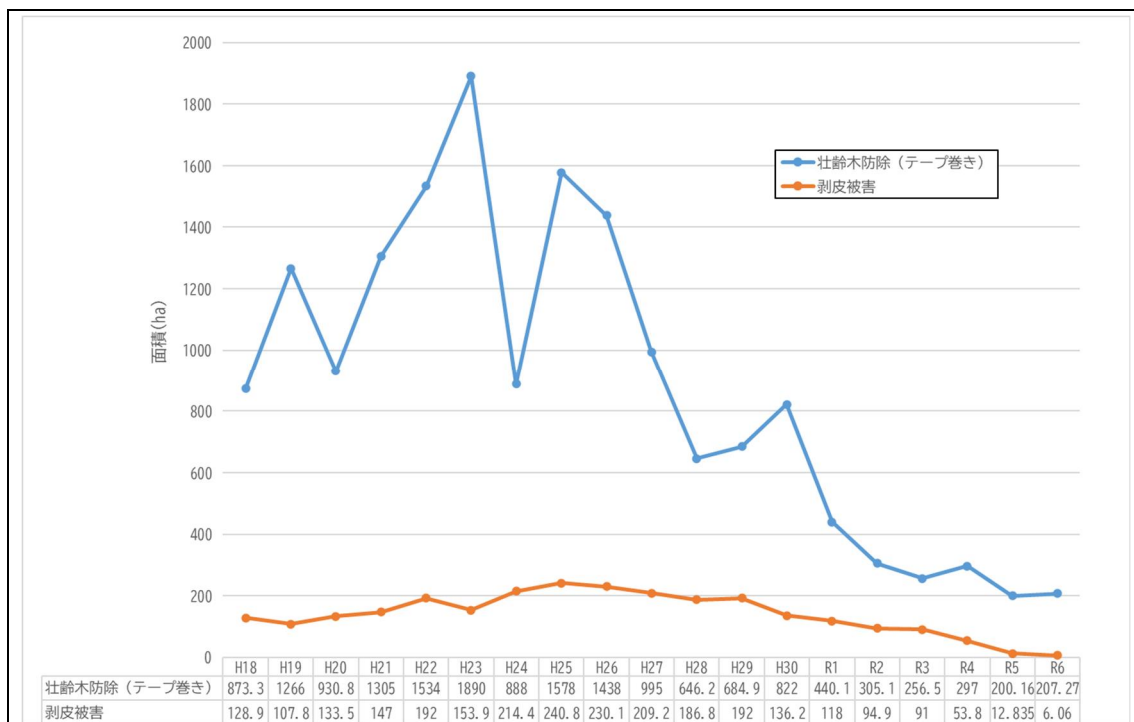
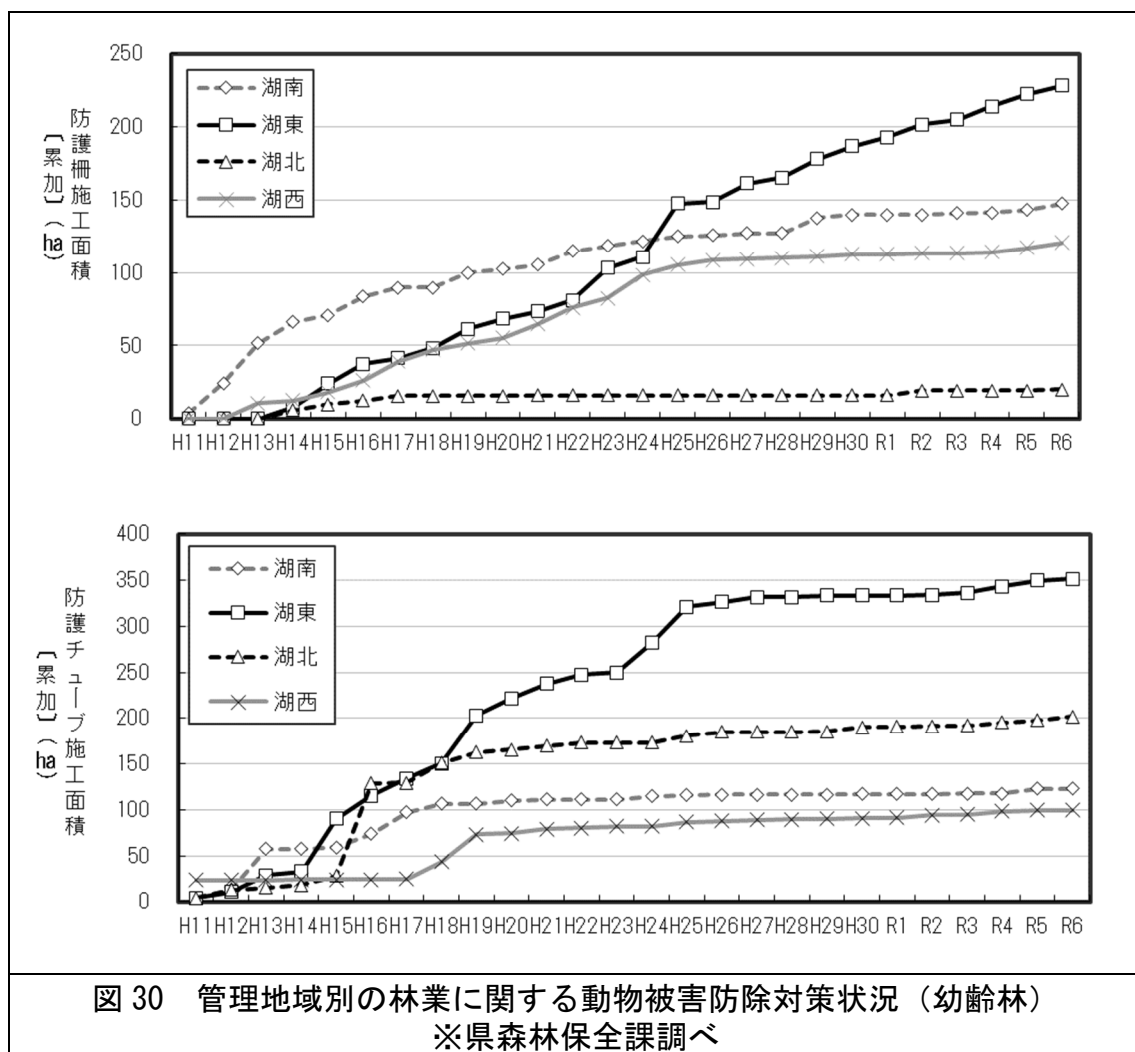


図 29 林業に関する動物被害防除対策状況（壮齢木）

※県森林保全課調べ



（５）森林植生の衰退等の状況

①被害の状況

本県では、各地でシカによる森林植生への被害が報告されている。

平成 21 年度と 22 年度の 2 年間をかけて、高島市の行った「ニホンジカの食害状況調査および植生回復調査」の報告書では、朽木生杉ブナ林で下層植生の衰退が著しく、亜高木層を構成する種についてもシカによる樹皮摂食を受けていた。

また、東近江市が平成 21 年度と 22 年度の 2 年間で行った「東近江市ニホンジカ保護管理事業自然植生影響調査」の報告書では、集落に近い林縁部で下層植生の衰退が見られるだけでなく、シカの食害による植生衰退が、鈴鹿山系の主稜線部、八風峠や御池岳山頂付近などの高標高域でも多く見られていることが報告されていた。

滋賀県では平成 25 年度、平成 29 年度、令和 4 年度に全県で森林衰退状

況調査を実施した。平成 25 年度の結果から湖東地域および湖西地域において、既に下層植生の衰退が著しいことが明らかとなり、平成 29 年度の結果では下層植生の衰退した地域が拡大していることが明らかとなった。さらに令和 4 年度調査の結果、湖南西部地域および湖北地域での下層植生衰退度の悪化が見られた。森林への影響は、シカの累積的な利用圧により生じることから、これまでシカの密度が低い地域では森林の衰退が見られず、シカ密度が高い状態が継続している湖西地域および湖東地域では著しい衰退が見てとれる。

これらの調査結果から、シカの影響が奥山や高標高域に拡大しており、森林域においてシカの不嗜好植物が繁茂し植物種の多様度の低下や、下層植生が衰退することによる土壌流出など、森林生態系への影響が顕著となることが懸念され、水源かん養機能や土砂流出防止機能といった森林の公益的機能の低下も懸念される。

実際に、伊吹山においては、シカによる食害を一因とした裸地化が進行しており、令和 5 年 7 月には大雨により登山道が崩落し、以後通行止めとなった。さらに令和 6 年 7 月には 3 度にわたり土砂流出が発生し、麓の民家や生活道等に土砂が流入する災害が発生した。

こうした状況を受け、滋賀県と米原市では、「伊吹山保全対策滋賀県・米原市合同プロジェクトチーム」を設置し、伊吹山の保全対策を講じることを目的に検討を重ねている。

また、岐阜県とも連携し、現地検討会を開催するなど、近隣自治体と協力しながら対策を進めているところである。

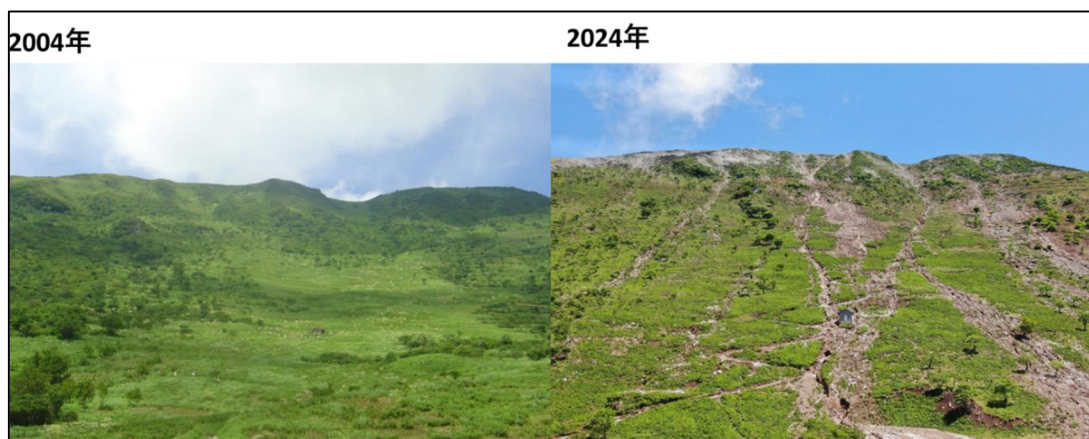
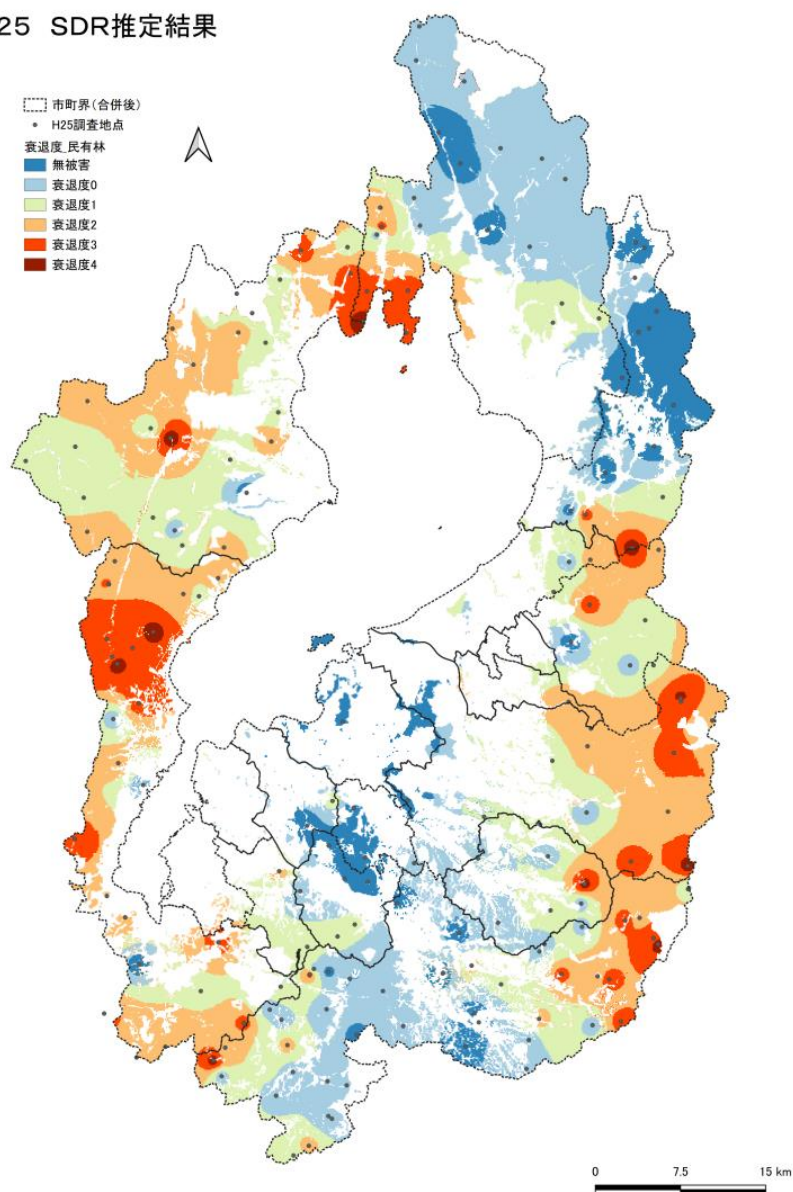


図 31 2004 年から 2024 年の伊吹山の景観の比較

H25 SDR推定結果

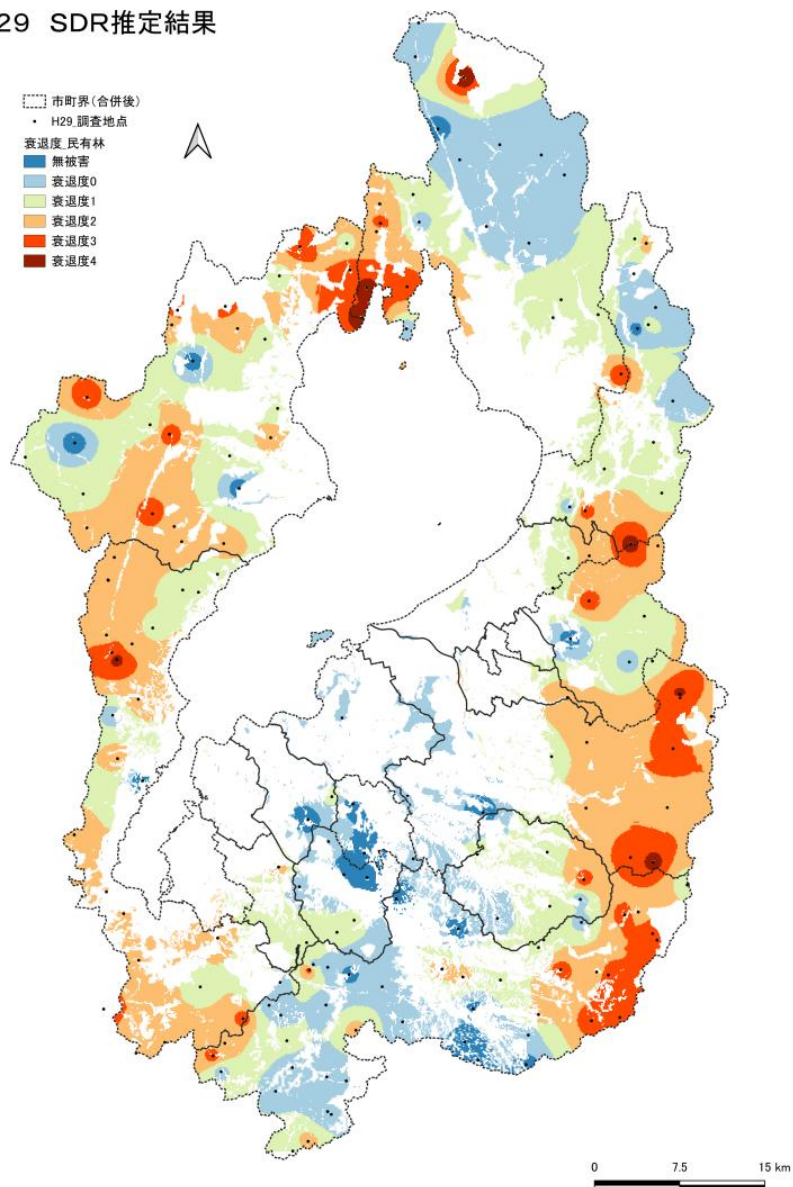


下層植生衰退度の区分

無被害：シカの食痕が全く確認されなかった林分
 衰退度0：シカの食痕がある林分のうち、低木層の植被率が75.5%以上の林分
 衰退度1：低木層の植被率75.5%未満38%以上のシカの食痕あり林分
 衰退度2：低木層の植被率38%未満18%以上のシカの食痕あり林分
 衰退度3：低木層の植被率18%未満9%以上のシカの食痕あり林分
 衰退度4：低木層の植被率9%未満のシカの食痕あり林分
 ※低木層とは樹高1～3m植物の被覆度

図 32 滋賀県におけるシカによる下層植生の衰退状況
 (平成 25 年度) ※県森林保全課調べ

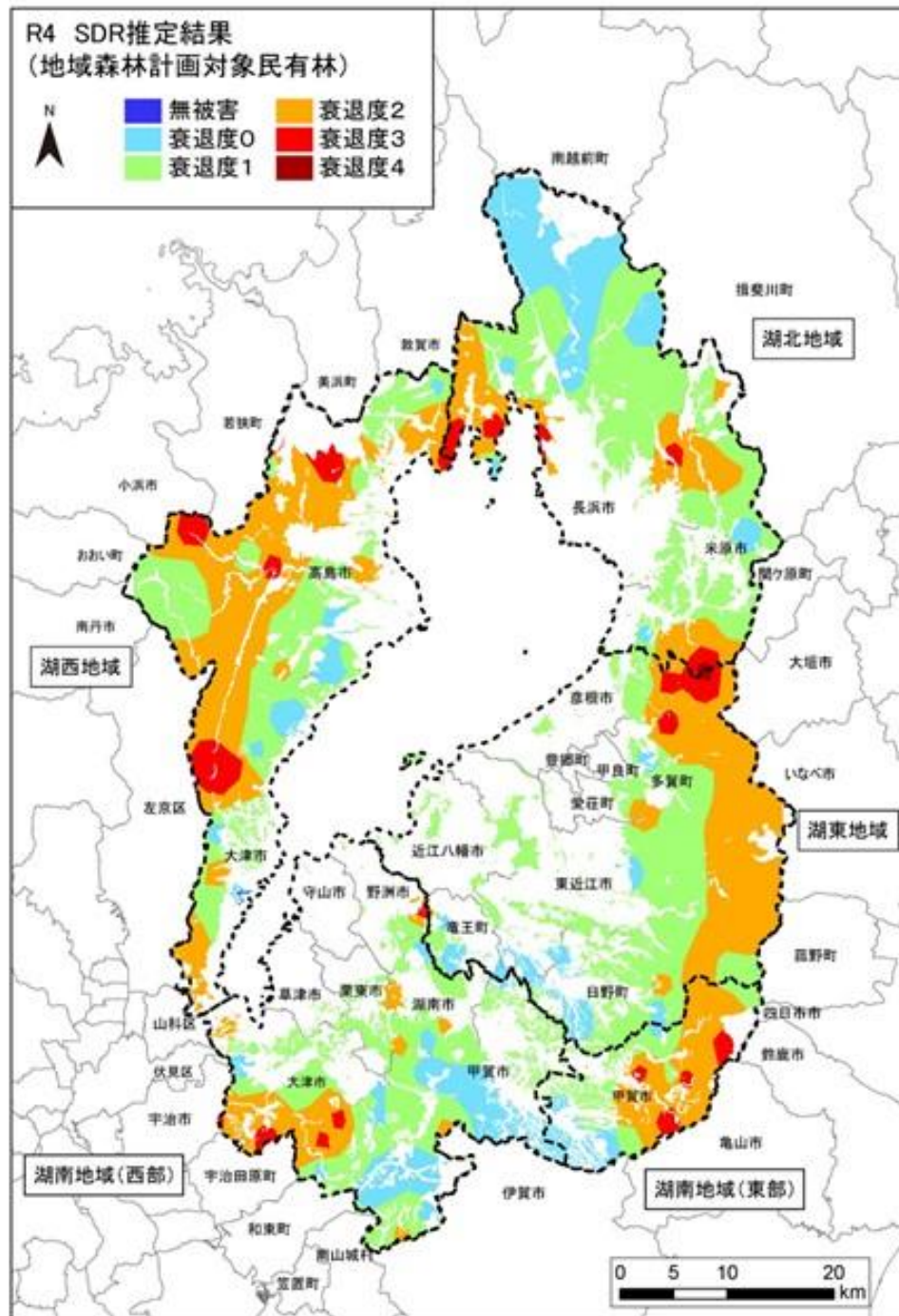
H29 SDR推定結果



下層植生衰退度の区分

無被害：シカの食痕が全く確認されなかった林分
 衰退度0：シカの食痕がある林分のうち、低木層の植被率が75.5%以上の林分
 衰退度1：低木層の植被率75.5%未満38%以上のシカの食痕あり林分
 衰退度2：低木層の植被率38%未満18%以上のシカの食痕あり林分
 衰退度3：低木層の植被率18%未満9%以上のシカの食痕あり林分
 衰退度4：低木層の植被率9%未満のシカの食痕あり林分
 ※低木層とは樹高1～3m植物の被覆度

図 33 滋賀県におけるシカによる下層植生の衰退状況
 (平成 29 年度) ※県森林政策課調べ



下層植生衰退度の区分

無被害：シカの食痕が全く確認されなかった林分

衰退度0：シカの食痕がある林分のうち、低木層の植被率が75.5%以上の林分

衰退度1：低木層の植被率75.5%未満38%以上のシカの食痕あり林分

衰退度2：低木層の植被率38%未満18%以上のシカの食痕あり林分

衰退度3：低木層の植被率18%未満9%以上のシカの食痕あり林分

衰退度4：低木層の植被率9%未満のシカの食痕あり林分

図 34 滋賀県におけるシカによる下層植生の衰退状況（令和4年度）

※県森林政策課調べ

②被害防除の状況

森林生態系への影響を軽減するためには、捕獲の推進と植生の防護が重要である。しかしながら、個体数調整は捕獲目標の達成までに時間を要し、その間にも森林の衰退は進行することから、植生防護柵を設置する必要がある。

県内では、伊吹山の高山植物群落の保護や、霊仙山、御池岳地域における植生の回復を目的に、植生防護柵を設置しているが、この他の地域においても衰退状況および守るべき植生に応じ対策の優先度を勘案し、計画的な植生防護柵の設置を検討する。

植生防護柵は、植生を保護することの他に、植生を回復させ土壌の保持力を高め国土保全の効果を期待することができ、また、柵の内外の比較調査を行うことにより、植生回復の指標として活用できることから、生態系への影響把握および個体数調整の効果検証などの指標としての利用も期待できる。

6. 第4次計画の評価と課題

(1) 第4次計画における個体群管理の評価と課題

第4次計画における滋賀県の半減目標の達成状況を表5に、県内の捕獲目標の達成状況を表6に、管理地域別の捕獲目標とその達成状況を、表7に示す。令和4年度を除いて滋賀県における捕獲目標は達成してきたが、それにもかかわらず推定生息数は依然高い水準を維持しており、さらなる捕獲の推進が求められている。

現行計画では、環境省と農林水産省が掲げた半減目標に基づき、滋賀県における半減目標を立て、捕獲を推進してきた。滋賀県全体として、シカの生息頭数は減少傾向にあるものの、シカの生息頭数が半減するに至っていない。これについては、シカの生息頭数推定の精度が課題となっていると考えられる。したがって、今後はカメラトラップ等の手法の併用も検討しながら、今後も調査を継続することでデータを蓄積し、個体数推定の精度向上を目指す。

表5 半減目標の達成状況

第4次計画における管理目標	H25 推定生息頭数	目標値	R6 実績値
平成25年度(2013年度)時点の推定生息数の水準から、令和5年度(2023年度)までのできるだけ早い時期に半減させる。	57,941	28,970 (-50%)	49,422 (-14.7%)

表 6 県内の捕獲目標の達成状況

年度	R4	R5	R6	R7	R8
捕獲目標	15,000	13,000	10,000	9,000	7,000
捕獲数	14,095	14,268	15,301	-	-
目標達成率	94%	110%	153%	-	-

表 7 管理地域別捕獲目標と達成状況

管理地域区分	R4			R5			R6			R7			R8		
	捕獲目標	捕獲数	目標達成率	捕獲目標	捕獲数	目標達成率	捕獲目標	捕獲数	目標達成率	捕獲目標	捕獲数	目標達成率	捕獲目標	捕獲数	目標達成率
湖北地域	6,102	5,118	84%	4,949	5,549	112%	4,037	6,056	150%	3,315	-	-	2,737	-	-
湖東地域	3,844	2,486	65%	3,059	2,688	88%	2,446	2,932	120%	1,964	-	-	1,581	-	-
湖西地域	2,648	3,503	132%	2,314	3,465	150%	2,028	3,646	180%	1,781	-	-	1,569	-	-
湖南地域	1,794	2,988	167%	1,517	2,557	169%	1,287	2,667	207%	1,092	-	-	930	-	-
湖南地域・東部	585	742	127%	506	605	120%	439	695	158%	381	-	-	332	-	-
湖南地域・西部	1,209	2,246	186%	1,011	1,952	193%	848	1,972	233%	711	-	-	598	-	-

(2) 第 4 次計画における農業被害防除の評価と課題

第 4 次計画においては、農業被害の軽減についての短期的な管理の目標を「農作物被害金額を令和元年度(2019 年度)に対して 10%減少させる。」としていた。この目標の達成状況を表 8 に示す。第 4 次計画期間中に、一時目標値を下回った年度もあった(図 18)が、令和 6 年度(2024 年度)にはわずかに目標値を上回る結果となった。これについては、近年の少子高齢化による社会構造の変化等に伴い、防護柵の維持管理を行う担い手が減少し、老朽化によって本来の効果を発揮できなくなった防護柵が増加してきたことによるものと考えられる。したがって、今後は、捕獲による有害個体の排除に加え、さらなる防護柵の延長、すでに設置した防護柵の維持管理の推進が課題となる。

表 8 第 4 次計画における農業被害軽減についての目標達成状況

第 4 次計画における管理目標	R 1 農作物被害金額(千円)	目標値(千円)	R6 実績値(千円)
農作物被害金額を令和元年度(2019 年度)に対して 10%減少させる。	16, 749	15, 074 (-10%)	15, 537 (-7. 2%)

(3) 第 4 次計画における林業被害防除の評価と課題

第 4 次計画においては、林業被害の軽減についての短期的な管理の目標を「林業の剥皮被害面積を 100ha 以下にする。」としていた。この目標の達成状況を表 9 に示す。剥皮被害面積は、令和 6 年度(2024 年度)時点で 6 ha と、目標値を大幅に下回る結果となった。この結果は、有害捕獲による加害個体の捕獲や、防護柵や防護チューブなど、各種防除措置の効果を感じさせるものである。今後、造

林面積が増加しても、林業被害を現在の水準に維持、またさらに低下させられるよう、対策を進めていくことが必要である。

表 9 第 4 次計画における林業被害軽減についての目標達成状況

第 4 次計画における管理目標	R 1 剥皮被害面積 (ha)	目標値 (ha)	R6 実績値 (ha)
林業の剥皮被害面積を 100ha 以下にする。	118	100	6 (参考 累計値:259ha/5 カ年)

7. 最終目標・成果目標 (管理の目標)

(1) 農業への被害軽減に関する指標と目標

本計画期間中の農業被害軽減に関する指標と目標として、「農作物被害金額を令和 6 年度 (2024 年度) に対して半減させる。」ことを掲げる。これは、滋賀県農業・水産業基本計画における「シカ・イノシシ・ニホンザルによる農業被害金額を 4 千万円以下とする」目標に基づくものである。

(2) 林業への被害軽減に関する指標と目標

本計画期間中の林業への被害軽減に関する指標と目標として、「令和 13 年度までの 5 年間で、シカによる累計剥皮被害面積を 50ha 以下にする。」ことを掲げる。これは、剥皮被害は一度被害を受けると複数年度にわたって残り続けることから、累計の剥皮被害面積を指標とし、5 か年にわたって低い水準を維持するために定めたものである。

(3) 森林植生・生態系への被害軽減に関する指標と目標

本計画期間中の森林植生・生態系への被害軽減に関する指標と目標として、「下層植生衰退度 3 以上の森林の割合を 10%以下にする。」ことを掲げる。これは、琵琶湖森林づくり基本計画における生物多様性保全の基本指標に基づくものである。

8. 個体群管理 (数の調整に関する事項)

(1) 年間捕獲目標頭数

環境省と農林水産省が掲げた半減目標は、令和 5 年度時点での半減目標の達成が難しい状況であったことから、「令和 10 年度 (2028 年度) までに、シカの生息頭数の平成 23 年度水準からの半減を目指す。」として見直しが行われた。

これをうけて、本県ではシカの生息頭数を「本計画の期間が終了する令和 13 年度までに、半減目標が立てられた平成 25 年度 (2013 年度) の水準から半減させる」ことを目標とする (表 10)。

なお、目標を達成するための捕獲活動にあたっては、農林業被害の軽減に資するため、「有害捕獲」によって加害個体を優先して捕獲することを基本とし、森林植生・生態系への被害軽減のため、高標高域、奥山における指定管理鳥獣捕獲等事業を活用することとする。

表 10 管理地域別の捕獲目標頭数

↓ R11 半減目標達成予定

地域	R9	R10	R11	R12	R13
湖北地域	5,500	5,000	4,000	3,000	3,000
湖東地域	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
湖西地域	3,000	3,500	4,500	5,000	5,000
湖南地域・東部	800	800	800	800	800
湖南地域・西部	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
合計	15,800	15,800	15,800	15,300	15,300
年度ごとの捕獲目標	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000

（２）指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

高標高域や奥山等、捕獲条件が厳しく、これまで狩猟等による捕獲圧力が低い状態が続いた地域・区域については、近年その一部でシカの滞留が確認されている。これらの区域等は、生物多様性のみならず、森林土壌保全上においても重要な地域にあたることから、環境省事業である指定管理鳥獣捕獲等事業により、捕獲と排除を行う。

本県では、高標高域を利用する局所個体群が季節移動をすることが判明しているため、本事業により、鳥獣交付金事業での里地・里山での有害捕獲を補完し、ひいては捕獲の拡大に繋げていく。なお、同事業の実施にあたっては、実施区域を含む、あるいは隣接する関係地方公共団体および関係機関等と協議し、実施計画を策定するものとする。

令和 9 年 3 月現在の実施状況としては、伊吹山山頂周辺区域、比良山系蓬莱山山頂周辺区域、鈴鹿山系竜ヶ岳周辺区域の 3 区域で実施している。

（３）近隣府県との広域連携

本県では、竜ヶ岳地域における三重県との広域連携による指定管理鳥獣捕獲等事業の実施や、伊吹山のシカ対策についての岐阜県との現地検討会など、近隣府県との広域連携による対策を実施してきた。今後も、必要に応じて近隣府県との連携を強化し、シカによる農林業被害および森林植生等への影響の低減、シカの健全な個体群の安定的維持を図っていくこととする。

9. 生息環境の保全および整備に関する事項

(1) 生息環境管理の考え方

高標高域・奥山に滞留するシカによる利用強度が高い区域においては、希少植物の消失や下層植生等の衰退等、自然植生への影響が顕在化し、シカの嗜好性の低い植物だけが残るため、生物多様性の劣化を招くことになる。一方、不嗜好性植物の侵入もない場合、下層植生の消失によってリターが流れ出すことにより、地表流による侵食を招く。侵食によって土壌が失われると、森林の成立基盤が衰退するため、森林生態系への不可逆的な影響を及ぼすこととなる。そのため、森林生態系を保全するためには、森林の成立基盤となる土壌を保全することが最重要となる。

そこで、こうした植生等の衰退等を防ぐには、「土壌保持機能の向上」、「地域生態系の回復」、「開放地拡大の抑止」を目標にした対策が必要である。しかしながら本県では全域にシカが生息していることから、いずれの対策も、広域で実施することは困難であるため、優先順位をつけ計画的に実施していく必要がある。そのため、シカの生息状況、森林の被害状況、希少植物の生育状況、国土保全上の重要性などを考慮し、重点対策地域を抽出し、計画・施工することが重要である。「土壌保持機能の向上」を目的とした対策には、「ニホンジカ森林土壌保全対策指針」(平成27年2月作成、滋賀県琵琶湖環境部)における土壌保全対策が必要な区域の分布図(リスクマップ)を基に対策の優先地域を抽出する。「地域生態系の回復」を目的とした対策は、「滋賀県で大切にすべき植物群落リスト」等を元にシカの影響を把握し、影響の程度に応じて対策の優先度を検討する。「開放地拡大の抑止」を目的とした対策では、森林施業で生み出されるギャップ環境の規模や配置を考慮し、「ニホンジカ森林土壌保全対策指針」を合わせて、対策の優先地域の抽出を行う。加えて、シカの利用強度が高い区域では、個体群管理の捕獲と合わせた対策が有効となる。

(2) 森林の保全・整備に関する方針

森林保全課では、平成27年(2015年)2月に「森林土壌保全対策指針」をまとめた。これによれば、土壌保全の手法として、「とめる」「そなえる」「はやす」「よせつけない」という目的をもつ4つの対策が提示されている。そのうちの「はやす」対策は、シカの影響下にある森林での生息環境管理の手法(シカが滞留しづらい手法)として、示唆的であるので、ここで紹介する。

「はやす」対策は、スギ・ヒノキ人工林において、「間伐・受光伐」等を行い、林床の光環境を改善し、「傾斜緩和」として伐倒木を玉切り、等高線上に棚積みし、土壌の動きにくい状態をつくって植生基盤を確保し、下層植生の導入・回復を図るというものである。光環境を改善する間伐は「受光伐」と呼ばれるが、それまで庇陰されて発芽できなかった下層植生の芽生えを促す。この時、イワヒメ

ワラビやマツカゼソウといった、一般にシカの不嗜好性植物と言われる植生の繁茂を促し、エサ場価値の低下を図ることができる。

米原市樽ヶ畑で施工した治山事業における森林整備では、60 年生近いスギ林にて本数率にして 30%の受光伐を行ったところ、ほとんど下層植生が見られなかった林床が、翌年度にはマツカゼソウが繁茂する結果となった。このことは「土壌保全」と「エサ場価値の低下」という目的が両方達成される、生息環境管理手法の好例となった。また酒田(2013)が行ったマツカゼソウ種子による植生シート施工試験によれば、乾燥しやすい開放地や風衝地では生育せず、スギ林の林縁部の水分条件のよいところでは良好な生育が見られたとの報告がある。このことから、マツカゼソウによる生息環境管理は、スギ林での受光伐と親和性が高いと目される。

一方、三井ら(2017)によると、同じくシカの不嗜好性植物とされるイワヒメワラビでは、相対照度がより明るい林床に設置された試験区ほど、植被率が高いことが報告されていることから、より日射量が多く、乾燥傾向である林床において、「土壌保全」と「エサ場価値の低下」を担う植生としての生息環境管理が期待される。

(3) 集落および農地に接する森林ならびに耕作放棄地等の管理の方針

集落および農地は人間の生産活動を優先させる地域として、積極的に被害防除対策を行うと同時に、農地に接する森林及び耕作放棄地は、人間とシカとの空間的な距離を保つための緩衝地帯(バッファゾーン)として、シカが定着しにくい環境を作り上げる。以下、その具体的な施策について記載する。

人の生活圏とシカの生息域の緩衝地帯と位置づけられることから、シカが農地へ侵入するための経路とならないよう、農地に接する森林、とくに防護柵を設置した農地との境界線にあたる森林では、藪や低木の伐採を行う「緩衝帯整備」を推進する。また、耕作放棄地についても、シカの餌場や隠れ場所とならないように注視し、管理下におく。これらの場所は、一度の刈り払い・伐採後そのまま放置しておく、再び藪化する等して隠れ場所を提供し、潜伏の温床となるため、伐採後の人為的草地管理を継続することが重要である。

また、管理の省力化を図るため、森林と農地との緩衝地帯において家畜を放牧するなどの手法に取り組むことを検討するのもよい。なお、これらの対策を実施する際には、農林業従事者のみならず、集落住民の全体の参加を得ることが重要である。

10. 被害防除対策に関する事項

シカの生息密度のいかんに関わらず、農林業地は、シカにとってのエサ場価値

1 の高い状態にあるため、潜在的に被害が発生する可能性が高い。さらに森林の下
2 層植生等への影響も懸念される。県としては、これらの被害への対策として、被
3 害発生区域を中心に防護柵を設置するなどの被害防除を行い、加害個体および
4 加害個体予備軍を捕獲するなど、積極的な取り組みを進めてきたところである
5 が、現在実施している被害防除対策が、十分高い質を保っていると言える状態に
6 はない。

7 一方でシカだけではなくニホンザルやイノシシ、地域によってはツキノワグ
8 マといった他の野生動物による農林業被害も重複して発生しており、これら複
9 数の種の野生動物からの被害を防ぐための総合的な対策も求められている。

10 このため、今後もシカの個体群管理としての捕獲と、適正な防護柵の設置をは
11 じめとする被害防除対策を併せて実施し継続する取り組みが必要であり、この
12 ことは被害予防を図るうえで最も重要である。

13 現状の問題点としては、既存の防除資材やその仕様・規格には機能性や耐久性、
14 施工方法等の不具合があるものが混在しており、機能を発揮できるものとの選
15 別ができていない。これらを解決するためには防除技術の整理とその普及が緊
16 急かつ重要な課題である。そのため本計画では以下、最低限必要な知見と具体的
17 な被害防除対策の方法について記載する。

18 (1) 農業における被害防除の対策

19 農業被害の防除技術として、ネットや電気柵などの簡易防護柵と金属製
20 の防護柵などの恒久型防護柵で侵入を防ぐ方法がある。恒久型防護柵は効
21 果の高い対策のひとつであるが、設置方法や維持管理が不適切であったり、
22 侵入形態等を理解せずにただ漫然と設置していたりだと効果を発揮しな
23 い。

24 シカの場合であっても、最も多い侵入形態は「潜り込み」である。防護
25 柵の高さばかりに意識が向きがちであるが、地際部の潜り込み対策は必須
26 である。防護柵の繊維ネットやワイヤーメッシュは、外側 30cm 程度の張
27 り出し部分を追加し這わせてアンカーで留め、二重に潜り込みを防止する
28 (巻末資料参照)などの対応が必須となる。また繊維ネットの目合いは 5cm
29 以下にするなど、シカの歯の構造を勘案した「穴あけ」対策、シカの二本
30 足立ちによる「乗り越え」対策など、シカの行動様式や特徴を理解したう
31 えで、設置をする必要がある。さらには構造的に強度を増すため、とくに
32 繊維ネットの場合は設置時にネットとロープを緊張させ、内側に倒れ込む
33 力が生じる折れ点や防護柵の角となる部分においては、斜交いに補強支柱
34 を配置することが必須となる。直線箇所においても、一定の間隔で斜交い
35 の補強支柱を設置するとともに、ペグダウンを用いた簡易な補強で補完す
36 ることも肝要である(巻末資料参照)。

1 このように、設置に当たっては設置後の維持管理も考慮した設置位置の
2 検討、潜り込みや乗り越えなど、侵入されやすい箇所を作らないような施
3 工方法を実施することが必要である。また、防護柵設置後は、集落で定期
4 点検と維持補修が継続的に実施できる体制づくりが不可欠である。さらに
5 農業者だけでなく集落全体で被害を防ぐという合意形成が重要である。

6 (2) 林業における被害防除の対策

7 ①枝葉の摂食被害

8 植栽木の幼齢木等に対する枝葉の摂食被害防除技術として、ネットや
9 金属製の防護柵で造林地を囲む防護柵、ネットやチューブなどを単木ご
10 とに取り付ける単木防除、および忌避剤がある。

11 防護柵については農業被害を防除するための柵と同様、設置する場所
12 の地形を考慮し、潜り込みを防止するために必要な措置を講じることや
13 乗り越えが起こらないよう十分な高さ（180cm 以上）を確保すること、
14 また、強雨、台風、積雪等の気象状況の大きな変化が生じた後は、通常
15 の定期点検に加え、臨時点検・補修等を行うこと等が必要である。

16 単木防除の素材には様々なものがあり、施工しやすさなども異なるた
17 め、造林地の条件や、コスト等を考慮して、最適な資材を選ぶ必要があ
18 る。また、正しい設置方法でない場合には、防除効果が十分に得られな
19 いことから、適切な設置を行うことが重要である。設置後は、定期的に
20 見回りを行い、ゆがんだり倒れたりしていないか点検する必要がある。
21 単木防除は風や雪の影響により、倒伏しやすいことから、定期的な点検
22 が不可欠である。

23 忌避剤は、被害時期に応じて年数回、忌避剤の散布を単木ごとに行う。
24 比較的安価に少人数で施行できる方法であるが、効果の持続性が低いこ
25 とから、効果を維持するために2～3 ヶ月毎に散布する必要がある。定期
26 的な散布が困難な場合には、防護柵や単木防除の設置を検討することが
27 望ましい。また、原材料が化学薬品であることから使用にあたっては農
28 薬登録に基づいた使用と利害関係者との合意に十分注意する必要がある。
29 る。

30 一般に、シカの生息密度（利用頻度）が高い地域では、面的な防除で
31 ある防護柵で徹底した排除を行い、造林木以外の植生への摂食が許容で
32 きる範囲であるならば、造林木だけを防護する単木防除を採用する。さ
33 らにシカの利用頻度が低く、造林木の頂端さえ摂食されなければよいと
34 いう場合においては、部分的防除である忌避剤やポリネット、ドイツな
35 どで用いられる食害防止クリップなどを検討することが肝要であろう。
36 実際にはこの条件に加え、コスト面や維持管理面の条件も考慮して決定

1 することが必要である。

2 ②剥皮被害

3 幅広い林齢の造林木に対する角こすりや摂食による剥皮被害について
4 は、単木ごとにポリエチレン製テープやネットの巻き付けを行う。この方
5 法はシカだけでなくツキノワグマによる剥皮被害に対しても効果があり、
6 壮齢林、老齢林では需要の高い方法でもある。ポリエチレン製テープを利用
7 する場合は、耐久性が低く 3～5 年毎に施工し直す必要があり、施工手
8 間、コスト等を考慮し適した素材の選択が必要である。なお、使用するテ
9 ープはプラスチックごみの軽減の観点から、生分解性テープを使用するべ
10 きである。

11 また、シカによる単木の被害は、根張り部分から被害が発生する傾向が
12 あることから、根張り部分を物理的に防除するネット資材や枝葉を用いた
13 施工方法の検討が必要である。

14 (3) 植生・生態系への被害防除の対策

15 植生・生態系への被害防除技術として有効なのは、農業・林業に対する
16 防除と同様に防護柵による面的な排除である。

17 防護柵の設置については、農業被害、林業被害を防除するための柵と同
18 様に、地形を考慮して潜り込みを防止するために必要な措置を講じること
19 や、乗り越えが起こらないよう十分な高さを確保することが必要である。
20 また、防護柵の材質については耐久性に優れたネットや金属製の柵を使用
21 することが重要である。

22 加えて、防護柵の設置後は定期的な点検による維持管理が不可欠である。
23 定期点検は、毎月 1 回程度実施することが望ましい。また、台風、積雪等
24 の気象状況の大きな変化が生じた後は、定期点検に加え、臨時点検・補修
25 などを行うことが重要である。特に、積雪地域では、雪の重みによって柵
26 が変形、破損しやすいため、冬季前にネットを降ろしたり、冬季は臨時点
27 検を頻繁に行うなどの対策が必要である。

28 防護柵の設置後、一般に数年～10 数年程度で下層植生が段階的に回復
29 し、シカの採食被害が軽減されることが期待される。防護柵により採食圧
30 が低減された環境では、周辺地域からの種子散布や土壌中に残存する種子
31 の発芽により、自然に下層植生が回復するプロセスが進行する。この自然
32 回復を促進するため、防護柵内での落ち葉の堆積を保全し、良好な発芽床
33 が形成されるよう配慮することが重要である。防護柵内の植生回復状況は、
34 定期的に確認することが必要である。

35 ただし、既に下層植生が完全に喪失し、かつ周辺からの種子供給が期待
36 できない状況では、植生の回復が極めて遅れることもある。このような場

合には、周辺の広葉樹林や二次林が種子供給源となるよう、防護柵周辺の環境管理を検討することが重要である。

1 1. その他管理のために必要な事項

(1) モニタリング等の調査研究

①個体群管理のモニタリング

シカの生息状況・生態には未解明な部分が多いため、生息状況および農林業被害の程度等についてモニタリング調査を実施し、計画内容について検証を行い、個体群管理について必要に応じた計画の見直しを図る。

生息密度が低い状態であっても森林被害や生態系への影響が出ている例があるため、個体群の安定的な維持や森林被害の軽減を両立するために将来的にどのような森林の状態を目指すのかを示す必要がある。このため、植生衰退度調査結果に基づく被害レベルの目標値の設定や、目標を達成するためにどの程度の捕獲や被害対策が必要かを検討する必要がある。例えば、植生衰退度と密度指標の1つである糞塊密度との関係から、森林の下層植生、特に土壌機能保全を目的としたシカの密度管理の目標値を設定することなどが考えられる。

なお、糞塊密度は、調査コストが比較的安価で、シカの生息密度を示す最も信頼性の高い指標であることから、調査の精度をさらに向上するための方策を検討することも重要である。その一方、年間を通じての実態を反映するためには不十分な一面もある。

他方、センサーカメラを利用した生息密度の推定方法が近年開発されている。しかしながら、調査対象地域が狭いため、広域の調査には不向きである。

県域全体を見る場合、限定的な区域を見る場合それぞれの目的に応じて、これらの方法を組み合わせながら、最適なモニタリング調査を行っていく。

②被害防除対策のモニタリング

被害防除対策が実施されている地区について、毎年、市町村を通じて、被害状況（被害面積、被害金額、被害件数等）を収集する。特に、防護柵が設置された農地、防除資材が使用された林分については、対策実施地区として記録し、対策前後での被害の増減を把握する。

収集した被害情報に基づき、被害防除対策が実施された地区での被害の増減を確認する。定量的な被害面積・被害金額の減少により、対策の効果を判定する。同時に、対策実施地区の住民に対し、簡易なアンケート調査（年1回程度）を実施し、被害が「減った」「変わらない」「増えた」といった被害感の変化を把握する。定量的な被害情報と住民の被害感を合わせて評価することで、対策の成果をより正確に把握する。

毎年度、被害防除対策の実施状況とモニタリング結果を取りまとめる。
被害が減少した地区の対策事例は、他の地区の対策参考として活用する。
逆に、対策が効果的でなかった地区については、原因を検討し、対策方法
の改善や新たな対策の導入を検討する。

(2) 特定計画の実施体制

① 県の役割

i. 生物多様性保全課鳥獣対策室

鳥獣対策室は、本特定管理 計画の旗振り役として、柱となる3つの総合対策の推進に向け、県庁内の各部署各事務所で分かれている担当業務の調整を図るとともに、毎年、シカの生息動向等のモニタリングや県農林業担当課が把握した被害状況等をもとに、専門家の助言も得て、必要に応じて見直しを行い、特定 管理 計画に実効性をもたせる。他府県においては、本県ほど役割が様々な部局に細分化されている府県はないようで、細分化に伴う情報の硬直化を防ぎ、横断的に情報共有を図る促進役（ファシリテーター）としての役割が課せられている。

3つの総合対策では、「個体群管理」にかかる有害捕獲、指定管理 捕獲 事業による 捕獲を中心に担い、効果的・効率的な調査・捕獲の研究・普及のほか、市町の有害捕獲の従事者安全講習会の開催支援等を行う。鳥獣交付金事業においては、有害捕獲にかかる鳥獣交付金・シカ関連補助金を、各市町の計画を元に、各森林整備事務所へ差配する。必要に応じて、県が事業主体となり、捕獲業務を委託発注し、監理監督用務を行う。現在、指定管理事業の交付金事務を行うとともに、シカが滞留する高標高域等の伊吹山、鈴鹿山系、竜ヶ岳、比良山系の3区域において、指定管理捕獲事業捕獲業務の委託発注、監理監督用務を担っている。地域個体群が本県の県境を越えて季節移動するなど、利用実態がある場合は、必要に応じて関係府県で情報共有および協議、調整を行う。また、狩猟捕獲を推進するため、狩猟免許試験の運営等の狩猟に関する事務、狩猟者・捕獲者育成の役割を担う。

また関西広域連合広域環境保全局と連携して、捕獲業務にかかる仕様書や設計書、安全対策等の基準類の作成・整理を行う。県庁内の部局横断係を標榜し、農業経営課と綿密に係り、必要に応じて関係者間の情報共有のための勉強会等を企画運営する。

ii. みらいの農業振興課

「被害防除対策」にかかる鳥獣交付金事業全般を担い、有害捕獲以外の鳥獣交付金、防護柵の設置等ハード整備にかかる交付金事務を行う。また各市町・各地域協議会に対し、人材育成事業の交付金を差配する。鳥

1 獣交付金事業では鳥獣対策室とともに綿密に係り、被害防除対策と捕
2 獲が両輪となるよう、県庁内関係機関の調整に努める。

3 iii. 森林政策課・森林保全課

4 森林保全課は、「被害防除対策」にかかる林業被害の把握を行うとともに、
5 「被害防除対策」にも「生息環境管理」にもかかる 造林地等における
6 獣害に強い食害防護柵の設置、点検補修の技術的支援、その方法にか
7 かる 基準類の整備を行う。

8 また緩衝地帯（バッファゾーン）の整備として「生息環境管理」にか
9 かる伐開等の 技術的支援を、各森林整備事務所を通じて行う。国土強靱
10 化を踏まえた森林土壌保全の観点からの、治山・造林等各種事業に伴う
11 森 林施業等の技術的支援を行う。つまりは、光環境の改善を目指した間
12 伐等により下層植生の回復あるいは不嗜好植物の繁茂をねらった森林
13 整備方法の一般化を図り、基準類として整備・保存する。一方森林政策
14 課は、概ね5年に一度のペースで下層植生衰退度調査を行い、森林植生
15 のモニタリングを行う。また林業普及職員による、造林地等への食害防
16 護柵の設置、点検補修の技術指導を行う。将来的には 被害防除対策を組
17 み込んだ森林施業体系の整備に努める。

18
19 地方機関の役割

20 iv. 農業農村振興事務所

21 「被害防除対策」にかかる鳥獣交付金事業において市町との窓口となり、
22 集落への農業普及指導業務の傍ら、集落の相談を受け、問題点を把握し、
23 解決策を提示するなど社会教育的な支援を行う。また防護柵の設置や集
24 落点検等の指導・助言などの技術的支援、「被害防止計画」策定にかかる
25 支援を行う。森林

26 整備事務所と連携し被害防止計画の評価、改善策の技術的支援を行う。

27 v. 農業技術振興センター

28 「被害防除対策」に関する市町や集落等に対する次の支援に努める。

29 「被害防除対策」にかかる各農業農村事務所の普及職員の技術的な後ろ
30 盾となり、県内の被害防除対策の普及方針、目標設定など、県の被害防
31 除対策の普及啓発の核になる部分を担う。また地域住民の中から、防護
32 柵の設置や集落点検等の指導的立場になる「獣害対策アドバイザー」の
33 育成、フォローアップなどの技術的支援を行う。

34 vi. 森林整備事務所

35 「被害防除対策」と「生息環境管理」に関して、集落、地域住民（森林
36 所有者）や森林組合等に対する次の支援に努める。人工造林地等におい

ては、「被害防除対策」にかかる森林所有者・森林組合等の相談を受け、とくに新植の幼齢造林地においては、獣害に強い食害防護柵の設置、見回り 点検 ・補修 等の指導・助言などの技術的支援を行う。「生息環境管理」にかかる緩衝地帯（バッファゾーン）整備においては、その技術指導を、各市町からの要望を受け実施し、継続的効果が得られるよう地域住民（森林所有者）・集落への普及を行う。また地域の森林組合等に治山・造林等各種事業を通じて、受光伐（強度間伐）等による不嗜好性植物の導入を図り、エサ場価値の低減と森林土壌保全など森林施業を活かした技術指導を行う。

「個体群管理」における捕獲については、各地域の捕獲情報および捕獲者・狩猟者情報の収集等に努める。また農業農村事務所と連携し、各地域における3つの総合対策の、情報共有と被害防止計画の助言、支援等を行う。

②市町の役割

地域の被害状況の把握や集落・狩猟団体等との調整など効果的・効率的な獣害対策を行う上で現場に一番近い自治体として市町の役割が重要であり、以下に市町に期待する役割・業務を網羅的に記載するので、これを参考に獣害対策の推進に努められたい。

市町は、個体群管理のうち、被害防止目的の捕獲、つまり有害捕獲を行う。この時、被害の実態、つまり被害量、被害形態から加害個体を把握し、被害防止計画を策定する。その上で市町は事業主体として鳥獣交付金事業による捕獲を実施する。実施形態は、鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊、地域ぐるみの捕獲を目指す捕獲隊や捕獲業務委託等、さまざまな形態があるが、地域の実情に合わせた形態を模索し実施する。一方、捕獲業務の上での事故等が発生することのないよう事業実施主体として責任をもち、捕獲従事者・受託者とともに安全対策を講じる。具体的には、業務監理として監督職員が現場立会をする、安全管理計画を作成させるなどを行う。また安全講習会等を実施し、市町と捕獲従事者等との間で安全に関するルールについて共有するなど、安全教育にも努める。その上で鳥獣交付金をはじめ各種補助金、特別交付税措置などを用いて、被害減のための捕獲と安全対策に努める捕獲者等に対して捕獲経費の補助等を行い、負担を軽減するための行政支援を行う。

同様に、防護柵の設置等の被害防除対策についても、鳥獣交付金をはじめ各種補助金などを用いて、集落の負担を軽減するための行政支援を行う。

また集落の後方支援として、上述した被害防除や捕獲等にかかる助言

指導を行い、さらには、集落と、獣害対策の「中核人材」としての県の担当者および獣害対策アドバイザー等の専門技術者とのつなぎ役を担う。一方、地域の基礎自治体として、合意形成の場の一員としてまたは促進者としての役割を果たし、集落の態勢づくりや集落・地域のグランドデザインに深くかかわる。各地域被害対策協議会（以下、各地域協議会という。）は、各市町・県の各地方機関、関係機関等を中心とした集まりであり、市町単独では困難であったり非効率であったりする人材育成を中心に、その他対象となる補助事業用務を担う。

例えば、各地域協議会の状況に応じて、外部講師を招聘し 被害防除にかかる研修会を開催したり、先進地と呼ばれる地域へ見学に訪れたり、地域住民の中から「獣害対策アドバイザー」と呼ばれる技術伝承者の育成を図り被害防除対策の継続性を担保したりと極めて重要な役割を担っている。

（３）錯誤捕獲対応の実施体制等

本県はツキノワグマおよびニホンカモシカ（以下「カモシカ」という。）の生息域にもなっており、ニホンジカおよびイノシシの捕獲を目的として設置されたくくりわな、箱わなによる錯誤捕獲が全国的に発生している。特に、近年はわなを使用した捕獲が増加しており、今後も錯誤捕獲が発生することが予想される。そのため、捕獲従事者は錯誤捕獲の防止対策や発生時の対応について理解しておく必要がある。また、カモシカは国の特別天然記念物に指定されていることから、カモシカが錯誤捕獲された際は錯誤捕獲された個体を放獣することが求められる。また、放獣後は市町の文化財担当部局へのすみやかな情報提供に努めるものとする。

なお、ツキノワグマの具体的な錯誤捕獲防止策としては、くくりわなでは輪の直径が 12cm 以内、ワイヤーの直径が 4mm 以上あり、締付け防止金具およびよりもどしを装着したものを使用するが基本となっている。箱わなでは誤って入ったツキノワグマが逃げられる脱出口を天井に設けたものを使用すること、ツキノワグマの痕跡が多い場所ではわなの設置を控えること等があげられる。カモシカについては、カモシカの痕跡が確認された場所においてはわなの設置を控えることが推奨される。

くくりわなは、多数種の野生動物が利用するけもの道に設置するため、錯誤捕獲が起きやすい。近年では、けもの道ではない箇所に誘引餌等を用いておびき寄せて捕獲するくくりわなの運用方法（小林式くくりわな）が知られており、この方法によって誘引餌に成形乾燥固形牧草などを使用すれば、草食動物のみ誘引され、ツキノワグマ等の錯誤捕獲は避けられる可能性が高い。（カモシカのリスク軽減にはつながらない。この場合はセンサーカメラ調査などで事前の誘引状

1 況を確認する必要がある。)

2 (4) 捕獲個体の資源的利用の支援

3 一般的に、有害捕獲等で捕獲されたシカをはじめとする野生鳥獣の命を無駄
4 にしないため、有効に利活用しようとする動きがある。野生鳥獣の食肉を意味す
5 る「ジビエ」という言葉も一般化しつつある。しかしながら、資源利用をしなけ
6 ればならないために、捕獲機会が失われたり減少したりすることは、本末転倒と
7 なる。あくまでも資源利用は副産物としての位置づけであり、本来の目的を脅か
8 すことがあってはならない。

9 もし仮に資源利用において、「広域循環」を想定した地域振興を行った場合は、
10 専任の解体技術者を雇うことができても、食肉取扱量が著しく多量に必要とな
11 り、それに伴う施設面積も大きなものが必要となる。加えて、販売先消費先も大
12 口が必要となり、それらの都合を吸収するためのストックも必要になろう。それ
13 が重荷とならないよう経営することができるかを真に熟慮する必要がある。さ
14 らには衛生管理にも一定以上の基準が求められる。

15 以上のことから、本県の捕獲数の実情も含めて鑑みれば、「狭域循環」を想定
16 した自家消費（集落単位の顔の見える消費も含む）か、その延長となる道の駅等
17 での小規模かつ不定期での販売でしか成立しえないと考えられる。資源利用に
18 対して行政に求められることは、「狭域循環」を行おうとする者に対して、真摯
19 に下支えできることを考えること、そしてそれを実行できるしくみをつくるこ
20 とである。そのためには、まずはその共通理解のもとに県庁内、関係市町、協議
21 会等が意識を一つにしてまとめることが必要である。